

令和3年第3回（9月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 9 月 7 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 3 年 9 月 7 日 午前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 水 口 洋 司 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 大 津 和 之

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>公平委員会委員長 伊 東 良 隆</p> <p>農業委員会会長 下 村 修</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局 局長 大 内 美 香</p> <p>議会事務局 主任 小 村 雄 一</p>
町長提出議案の題目	<p>同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて</p> <p>同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めること について</p> <p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるこ とについて</p> <p>認定第 1 号 令和 2 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決 算の認定について</p> <p>認定第 2 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計決算の認定につ いて</p> <p>認定第 3 号 令和 2 年度三郷町水道事業会計決算の認定につ いて</p> <p>認定第 4 号 令和 2 年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入 歳出決算の認定について</p> <p>議案第 4 0 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 4 号）</p> <p>議案第 4 1 号 令和 3 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予 算（第 1 号）</p> <p>議案第 4 2 号 令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）</p> <p>議案第 4 3 号 令和 3 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 4 4 号 令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 号）</p> <p>議案第 4 5 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余 金の処分について</p> <p>議案第 4 6 号 三郷町個人情報保護条例等の一部改正について</p> <p>議案第 4 7 号 三郷町手数料条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 8 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 9 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に 関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 5 0 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更につ いて</p> <p>報告第 9 号 令和 2 年度三郷町の財政の健全化判断比率につ いて</p>

	<p>報告第10号 令和2年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について</p> <p>報告第11号 令和2年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について</p> <p>報告第12号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について</p> <p>報告第13号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について</p> <p>報告第14号 令和2年度ふるさと寄附金について</p>
議員提出議案の 題目	<p>発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書</p> <p>発議第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書</p>
請 願	<p>請願第1号 スケートボード及びBMX練習場の設置を求める 請願書</p>
議 事 日 程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
会議録署名議員 の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>7番 木 谷 慎一郎 8番 澤 美 穂</p>

令和 3 年 第 3 回 (9 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 3 年 9 月 7 日

午前 9 時 3 0 分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 第 4 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 認定第 1 号 令和 2 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 7 認定第 2 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について
- 第 8 認定第 3 号 令和 2 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 第 9 認定第 4 号 令和 2 年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 1 0 議案第 4 0 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 1 1 議案第 4 1 号 令和 3 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 1 2 議案第 4 2 号 令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 議案第 4 3 号 令和 3 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4 議案第 4 4 号 令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1
号)
- 第 1 5 議案第 4 5 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 第 1 6 議案第 4 6 号 三郷町個人情報保護条例等の一部改正について
- 第 1 7 議案第 4 7 号 三郷町手数料条例の一部改正について
- 第 1 8 議案第 4 8 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特
定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

- 第 1 9 議案第 4 9 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 5 0 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 第 2 1 報告第 9 号 令和 2 年度三郷町の財政の健全化判断比率について
- 第 2 2 報告第 1 0 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 3 報告第 1 1 号 令和 2 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 第 2 4 報告第 1 2 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 第 2 5 報告第 1 3 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について
- 第 2 6 報告第 1 4 号 令和 2 年度ふるさと寄附金について
- 第 2 7 提案理由の説明
- 第 2 8 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第 2 9 発議第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書
- 第 3 0 請願第 1 号 スケートボード及び B M X 練習場の設置を求める請願書
- 第 3 1 令和 2 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告
- 第 3 2 令和 2 年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告
- 第 3 3 令和 2 年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計決算審査の報告
- 第 3 4 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和 3 年第 3 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

なお、傍聴規則第 9 条の規定により、報道関係者から撮影・録音許可申請がありましたので、議長は許可しています。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 2 8 号によりまして、令和 3 年第 3 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、7 月下旬から新型コロナウイルスのデルタ株が猛威を振るい、全国で急速に感染者数が拡大しました。現在、第 5 波が到来している状況で、2 1 の都道府県に緊急事態宣言が発出されております。

このような中ではありましたが、東京オリンピック・パラリンピックが予定どおり開催され、多くの選手たちの活躍を目にできたことは、閉塞感を和らげる明るい話題となりました。

しかしながら、いまだ第 5 波の終息が見えない中、感染拡大防止と重症化を抑える手段は、ワクチン接種を着実に進めていくこととなります。

本町におきましても、5 月から集団接種を開始し、6 月からは文化ホールにおきまして大規模接種を予定どおり進めることができました。また、本定例会で関連予算も上程させていただいておりますが、8 月 1 5 日からは、同じく文化ホールで 1 0 月 2 4 日までの日程で中規模接種を実施しており、最終日には接種対象者の約 8 割の方に 2 回目まで接種できることとなり、最重要施策として全庁体制で確実に進めているところであります。

今後も、町民の皆様の安全と安心を最優先に、感染症対策に万全を期すとともに、各種事業を併せて実施してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、改めまして本定例会に提出いたします議案は、同意案件 2 件、諮問案件 1 件、認定案件 3 件、議決案件 1 1 件、報告案件 6 件の計 2 5 件でございます。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、7 番、木谷慎一郎議員、8 番、澤 美穂議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（高岡 進） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 1 6 日までの 1 0 日間にすると思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 1 6 日までの 1 0 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） この際、日程第 3、「同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から、日程第 2 6、「報告第 1 4 号、令和 2 年度ふるさと寄附金について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 認定第 1 号 令和 2 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 2 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について

- 日程第 8 認定第 3 号 令和 2 年度三郷町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 令和 2 年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 40 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 11 議案第 41 号 令和 3 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 42 号 令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 43 号 令和 3 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 44 号 令和 3 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 45 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 16 議案第 46 号 三郷町個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第 17 議案第 47 号 三郷町手数料条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 48 号 三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 49 号 三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 50 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 21 報告第 9 号 令和 2 年度三郷町の財政の健全化判断比率について
- 日程第 22 報告第 10 号 令和 2 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について
- 日程第 23 報告第 11 号 令和 2 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について
- 日程第 24 報告第 12 号 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について
- 日程第 25 報告第 13 号 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について

日程第 26 報告第 14 号 令和 2 年度ふるさと寄附金について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） 日程第 27、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず、初めに、「同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の瀧川忠雄氏の任期が本年 9 月 30 日付をもって満了となることに伴うものであります。

瀧川氏におかれましては、平成 21 年 10 月から委員として職務を遂行していただいております、豊富な経験と優れた識見、公正な判断力をお持ちであり、人格も高潔であることから、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「同意第 3 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の鶴丸 浩氏の任期が本年 9 月 30 日付をもって満了となることに伴うものであります。

鶴丸氏におかれましては、平成 17 年 10 月から教育委員として本町の教育行政に多大なご尽力をいただいております、豊富な経験と優れた識見をお持ちであり、人格も高潔であることから、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本案につきましては、現委員の笹木勝博氏の任期が本年 12 月 31 日付をもって満了となることに伴うものであります。

笹木氏におかれましては、2 期 6 年にわたり人権擁護委員として人権相談や人権啓発活動に熱心に取り組んでいただき、地域住民のためにご活躍いただいております。このことから、引き続き笹木氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるもので

あります。

次に、「認定第1号、令和2年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

一般会計と特別会計5会計の令和2年度決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る8月3日、4日の両日にわたり、瓜生、山田両監査委員により厳正な決算審査を行っていただき、また、今後の行財政運営にも適切なご指導を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、各会計の詳細な内容につきましては、所属の委員会でご説明申し上げますこととし、ここでは各会計の決算額を申し上げます。

まず、令和2年度一般会計の決算ですが、歳入総額119億6,042万8,925円、歳出総額110億3,848万8,644円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は7億8,538万9,281円の黒字となりました。

決算の内容を見ますと、歳入では、全体の約20%を占める町税で前年度比0.4%の増となり、同じく約20%を占める地方交付税においても、前年度比1.4%の増となりました。

次に、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対策として交付された地方創生臨時交付金や、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として住民基本台帳に記録がある全ての方に一律10万円を給付した特別定額給付金事業補助金などにより、前年度比217.2%の大幅な増となりました。

また、財産収入でも、勢野北商業用地や県道椿井王寺線拡幅用地の土地売却金などで大幅な増となったことなどから、歳入総額では、前年度比36.2%の増となったものであります。

一方、歳出でも、三郷北小学校大規模改造事業、ウェルネスパークしぎさん（信貴の湯）施設整備事業に加え、特別定額給付金事業などにより、歳出総額で36.1%の大幅増となり、歳入歳出ともに過去最高の決算額となったものであります。

今後も、自主財源であります税収の確保に努めるとともに、国・県補助金の活用はもちろんのこと、町財政にとって有利な起債の発行などに努めてまいります。

また、経費の節減、合理化を図りながら、前向きな姿勢で施策に取り組み、「三郷町に住んで良し、訪れて良し、働いて良し、そして学んで良し」と言っていただけのまちづくりをより一層進めてまいり所存でございます。

次に、特別会計の決算についてご説明申し上げます。

まず、令和2年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算であります。歳入歳出総額2,469万9,687円、歳出総額2億3,265万5,539円で、差引き2億795万5,852円の赤字となりました。

次に、令和2年度し尿浄化槽管理特別会計の決算であります。歳入総額264万6,248円、歳出総額238万2,066円で、差引き26万4,182円の黒字となりました。

次に、令和2年度国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額22億2,737万7,898円、歳出総額21億7,528万5,352円で、差引き5,209万2,546円の黒字となりました。

次に、令和2年度介護保険特別会計の決算であります。保険事業とサービス事業の合計で、歳入総額20億8,719万3,861円、歳出総額20億8,560万6,220円で、差引き158万7,641円の黒字となりました。

最後に、令和2年度後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額3億9,871万3,243円、歳出総額3億9,855万3,443円で、差引き15万9,800円の黒字となりました。

続きまして、「認定第2号、令和2年度三郷町下水道事業会計決算の認定について」及び「認定第3号、令和2年度三郷町水道事業会計決算の認定について」であります。

両会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

去る7月8日に、瓜生、山田両監査委員により厳正なる審査を行っていただき、今後の事業運営も含めて貴重なご意見を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

最初に、下水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

まず、収益的収支では、事業収益が6億7,341万1,758円、事業費用が6億1,375万614円となり、5,966万1,144円の利益となりました。

一方、資本的収支では、三郷町下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、下水道管の点検やカメラ調査を実施するとともに、勢野東地区及び勢野西地区を中心とした管路整備を実施しました。

この結果、資本的収入で2億9,169万6,000円、資本的支出で4億6,

892万8,218円となり、1億7,723万2,218円の損失となりました。

なお、不足額につきましては、消費税等調整額499万3,565円、当年度損益勘定留保資金1億8万7,899円、当年度未処分利益剰余金7,215万754円で補填することといたしました。

次に、水道事業の経営状況についてご説明申し上げます。

収益的収支では、近年減少傾向にありました配水量がコロナ需要により増加に転じたことから、事業収益で6億5,650万4,599円、事業費用で7億484万670円となり、4,833万6,071円の損失となりました。

一方、資本的収支では、水道事業基本計画に基づき、勢野低区配水池の改修工事をはじめ、管網整備事業や下水道工事に伴う配水管布設替工事を計画的に進めてまいりました。その結果、収入が2億7,931万713円に対して、支出が4億4,621万392円となり、1億6,689万9,679円の損失となりました。

不足額は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金で1億円、消費税等調整額で2,348万2,096円、当年度損益勘定留保資金2,341万7,583円で補填することといたしました。

続きまして、「認定第4号、令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について」であります。

王寺周辺広域市町村圏協議会が本年3月31日をもって廃止され、同協議会の令和2年度決算は、構成各町において決算審査及び認定を行うこととなることから、本町監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

決算審査に当たっては、去る7月20日に瓜生、山田両監査委員より厳正なる審査を行っていただき、貴重なご意見を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

次に、「議案第40号、令和3年度三郷町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

既決予算に1億1,072万4,000円を追加し、補正後の予算総額を8億8,738万9,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では、マイナンバー情報を国と連携するネットワークのファイアウォール機器を更新する費用として400万円を、また、奈良県町村会から交付される自治体デジタル・トランスフォーメ

ーション（D X）推進支援金を活用し、これまで職員が処理していた業務をシステム化し、事務効率を高めるR P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）を試験的に導入する費用として230万円を、それぞれ情報管理費で追加するものであります。

また、福祉医療費や障がい者経費に対する令和2年度の国・県補助金等の精算に伴う返還金として、諸費で8,862万5,000円を追加するものであります。

次に、民生費では、介護保険特別会計の補正予算に伴い、一般会計の繰出金として10万8,000円を老人福祉総務費で追加するものであります。

次に、衛生費では、「脱コロナ」として、町の最重要施策と位置づけ、全庁体制で取り組んでおります新型コロナウイルスワクチンの中規模接種を10月以降も継続するため、文化ホールでの会場運営費として767万4,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、低所得者の介護保険料軽減措置に係る国・県負担金の精算に伴い、国庫負担金で28万5,000円、県負担金で14万2,000円をそれぞれ追加するものであります。また、デジタル化による業務効率化予算として、新たに実施いたしました母子手帳アプリ導入に対し、国庫補助金で19万8,000円を追加するものであります。

次に、諸収入といたしまして、県町村会からの自治体D X推進支援金で230万円を、令和2年度後期高齢者医療広域連合の決算に伴う返還金として1,016万3,000円を計上いたしました。

なお、令和2年度決算に伴い繰越金が確定したことから、7億8,538万8,000円を計上するとともに、既決予算で計上していた財政調整基金繰入金6億8,775万2,000円全額を減額し、今回の補正予算に係る財源を充当後、残る801万7,000円を財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第41号、令和3年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に26万4,000円を追加し、補正後の予算総額を325万円とするものであります。

内容といたしましては、令和2年度決算における繰越金26万4,000円を下処理施設管理基金へ積み立てるものであります。

続きまして、「議案第42号、令和3年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に3,470万4,000円を追加し、補正後の予算総額を23億154万8,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、令和2年度の特定健康診査・保健指導負担金における国、県からの超過交付分を返還するため、償還金で18万7,000円を追加するものであります。

一方、歳入では、令和2年度決算に伴い、繰越金で5,209万1,000円を追加するとともに、財政調整基金からの繰入金1,738万7,000円全額を減額し、今回の補正予算に係る財源を充当後、残る3,451万7,000円を財政調整基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第43号、令和3年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

保険事業の当初予算に4,253万3,000円を追加し、補正後の予算総額を22億6,606万5,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、保険給付費におきまして、介護予防での福祉用具購入助成の予算が不足することから、保険給付費86万7,000円を増額するものであります。

また、令和2年度の介護給付費及び地域支援事業費の超過交付分を返還するため、償還金で526万2,000円を計上するものであります。

一方、歳入では、令和2年度の保険給付費及び地域支援事業費の追加交付並びに保険給付費の増額に伴いまして、国庫支出金で2,987万1,000円、支払基金交付金で23万4,000円、県支出金で2,112万6,000円、一般会計繰入金で10万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、令和2年度決算に伴い、繰越金で85万9,000円を計上するとともに、介護給付費準備基金からの繰入金976万5,000円全額を減額し、今回の補正予算に係る財源を充当後、残る3,640万4,000円を介護給付費準備基金へ積み立てることで収支を合わせるものであります。

次に、サービス事業の当初予算に72万7,000円を追加し、補正後の予算総額を590万円とするものであります。

内容といたしましては、令和2年度決算における繰越金72万7,000円を予備費に計上するものであります。

続きまして、「議案第44号、令和3年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

当初予算に15万8,000円を追加し、補正後の予算総額を4億35万3,000円とするものであります。

内容といたしまして、本年4月及び5月に納付された保険料を広域連合に納付するため、歳入では繰越金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で、それぞれ15万8,000円を追加するものであります。

続きまして、「議案第45号、令和2年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金2億3,631万433円を、減債積立金に7,678万5,531円を積み立てるとともに、資本金へ1億5,952万4,902円を組み入れることについて、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第46号、三郷町個人情報保護条例等の一部改正について」であります。

本条例等の改正は、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、「三郷町個人情報保護条例」及び「三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を改正すもので、引用条文の号ずれその他の文言修正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第47号、三郷町手数料条例の一部改正について」であります。

これまで個人番号カードの再発行手数料を市町村で決定していましたが、マイナンバー法の一部改正に伴い、今後は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が決定することとなったことから、本条例の中で定める個人番号カードの再発行手数料を削除し、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第48号、三郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び「議案第49号、三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」は、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例改正は、関連省令の改正により、事業者が作成・保存する書面や

手続を電磁的方法によることを可能とするなど、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第50号、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について」であります。

本案につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしまして、同組合議員の任期を、管理者、副管理者と同様に関係市町村における議会の議員の任期とするよう、所要の改正を行うものであります。

続きまして、「報告第9号、令和2年度三郷町の財政の健全化判断比率について」であります。

令和2年度決算で、実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であったことから、いずれも表示されず、実質公債費比率は1.5%で、前年度比1.1ポイントの増加となりました。

また、将来負担比率については、地方債残高や公営企業債等繰入見込額が増加したことで、前年度比1.2ポイント増加し、将来負担比率は49.4%となったものであります。

続きまして、「報告第10号、令和2年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について」及び「報告第11号、令和2年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について」であります。

両会計におきまして、資金不足比率は生じず、算定値は、下水道事業会計がマイナス32.98%、水道事業会計がマイナス91.79%となったものであります。

続きまして、「報告第12号、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について」であります。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和2年度の教育委員会の活動状況並びに施策の点検及び評価を議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第13号、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について」であります。

本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度の事業報告及び決算、並びに本年度の事業計画及び予算を議会に報告するも

のであります。

最後に、「報告第14号、令和2年度ふるさと寄附金について」であります。

本町のふるさと寄附金「ガンバレ三郷！応援寄附金」の令和2年度の実績として、277件、合計300万3,500円のご寄附をいただきました。

心より厚くお礼を申し上げますとともに、いただいたご寄附については、基金に積み立て、事業目的ごとに有効に活用させていただきます。ありがとうございます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第28、「発議第4号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第4号、令和3年9月7日、三郷町議会議長、高岡 進様。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、木口屋修三。賛成者、辰己圭一、山田勝男。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らない

よう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月、奈良県三郷町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいま朗読の発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

9番、木口屋修三議員。

9番（木口屋修三）（登壇） それでは、発議第4号につきまして、提案理由を述べさせていただきます。

まず、1については、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」令和3年6月18日に閣議決定をされておりまして――において、実質的に同水準を確保するとされていますが、一方で、社会保障関係経費が毎年度増加することが見込まれております。同水準の確保では、増加する社会保障関係経費分を他の経費の削減分に対応されるおそれがあるので、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保することを求めるものであります。

続きまして、2番目でございます。固定資産税額は、全国令和2年度決算見込

みで9兆2,591億円であります。経済界は、従来より償却資産に対する課税の廃止を求めておりますし、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、延長が繰り返されますと税制改正につながりかねないと思っております。

また、設備投資など経済対策として講じられる措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであり、地方税、特に市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきではなく、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了することを求めるものであります。

続きまして、3番目、土地に係る固定資産税は、3年度に評価替えを実施する市町村の極めて重要な地方税であります。本件の負担調整措置により、地価上昇で税額が増加する場合であっても前年度の税額に据え置かれているため、公平性の観点からも問題があるので、令和3年度限りとすることを求めるものであります。

続きまして、4番目でございます。本件の令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置は、消費税率の引上げに伴う需要平準化策として設けられましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としても延長され、令和3年度税制改正により、令和3年の12月末日まで再延長されております。本件の措置に伴う減収額については全額国費で補填されるが、臨時的軽減が繰り返されることは、特例が恒久化し、納税の縮小等につながりかねないので、さらなる延長は断じて行わないことを求めるものであります。

最後の5番目でございます。2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、地方自治体に期待される役割は一層高まっております。国からの補助金、交付金等にとどまらず、地方自治体が地域の実績に応じて裁量を持って必要な財源を柔軟に進めることができる一般財源の確保が不可欠であります。

炭素に係る税を創設する場合、または既存の地球温暖化対策のための税の拡充をする場合には、地方税または地方譲与税として地方に税源分配をすることを求めるものでございます。

以上でございます。議員各位のご賛同をお願いしまして、提案理由といたします。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（高岡 進） 日程第29、「発議第5号、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土

砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書」についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

発議第5号、令和3年9月7日、三郷町議会議長、高岡 進様。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、久保安正。賛成者、神崎静代、南 真紀。

1945年4月1日、沖縄本島に上陸した米軍との激しい地上戦の末、日本軍は5月末には首里城司令部壕から本島南部に撤退した。そのために、南部に避難していた住民と日本軍が混在状態となり、沖縄線戦没者の半数以上といわれる夥しい犠牲者が発生した。沖縄戦では沖縄県出身者約12万2,000人、日本本土兵等約6万6,000人、米兵約1万2,000人、朝鮮半島出身者等併せて20万人余の尊い生命が失われた。

戦後、沖縄県民は戦争犠牲者の遺骨を収集して糸満市米須の「魂魄の塔」をはじめ慰霊の塔を次々に建立して戦没者の霊を吊ってきた。奈良県民は、この「魂魄の塔」の直ぐ側に「奈良県出身戦没者の慰霊をするため」に「大和の塔」を1967年11月に建立した。この南部一帯には本県出身者戦没者をはじめ多くの戦争犠牲者の人々が眠っている。

政府（防衛省・沖縄防衛局）は、この沖縄戦跡国定公園を含む糸満市や八重瀬町の山野の土砂を採掘して基地建設埋め立てに使用する計画を発表した。

戦没者の遺骨を新基地の埋め立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒瀆し、「物言わぬ」戦没者を2度殺すような人道に反する行為であり、遺族の方々や国民の悲嘆は計り知れない。

政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府には国の責務として遺骨を早期に収集して吊うことが求められている。

以上の趣旨を以て本町議会は、政府に対して次の通り求める。

記。

1、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2021年9月、奈良県三郷町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） ただいま朗読の発議第5号について、提案理由の説明を求めます。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書」について提案理由を述べます。

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋立てのため、政府・沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。このことに対して、沖縄県議会は、3月15日に全会一致で「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」を採択しました。また、奈良県議会も、7月2日に全会一致で「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む地域の土砂を基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書」を採択しました。

沖縄県那覇市の沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」は、7月に全国の自治体の議会に対して、議員提案の要請を文書で行いました。要請内容は、人道的見地から、沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋立て用土砂採取計画の断念を国に要請することというものであります。

ガマフヤーは、この文書の中で、要請の背景として、次のように述べています。

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋立てのため、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は、去る沖縄戦で多くの将兵、住民が戦火に倒れ、いまだに遺骨も埋もれている地域です。現に、私たちボランティアが遺骨を発掘している最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。国のために尽くした犠牲者の骨や血の染み込んだ土砂を埋立てに使うなど、あってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつくことではありません。

なぜなら、戦後に戦没者のご遺族のもとに遺骨の代わりに届いた御霊石（みた

まいし)は、戦没地の土砂とされています。その御霊石を埋立てに使うのは、国がさきに行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は、砲撃などによる破砕骨が多く、さらに、76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の埋立て用土砂採取計画の撤回要請は、基地の建設に賛成か反対かではなく、単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった7万7,458名の日本兵は、全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは、沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても、議員の皆様のご提案により、戦没者の尊厳を守るべく意思を示していただくことを要請します。

以上が、ガマフヤーが述べている要請の背景であります。

ちなみに、全国から沖縄に派兵され、沖縄戦で亡くなった7万7,458名の日本兵のうち、奈良県出身者は591名の方々であります。

それから、この提出します意見書は、奈良県議会が7月2日に全会一致で採択した意見書と同一の文であることを申し添えておきます。

以上、提案理由の説明です。

議長(高岡 進) 以上で、提案理由の説明を終結します。

[請願朗読]

議長(高岡 進) 続いて、日程第30、「請願第1号、スケートボード及びBMX練習場の設置を求める請願書」についてを議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任(小村雄一) 朗読します。

請願第1号、令和3年8月25日、三郷町議会議長、高岡 進様。

スケートボード及びBMX練習場の設置を求める請願書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

請願者代表、住所、三郷町勢野西二丁目7-14、氏名、福田浩亮。紹介議員、辰己圭一。

請願趣旨。

2020年の東京オリンピックで正式採用されたスケートボードとBMXですが、次世代を担う子どもたちに夢と希望を与えてくれました。全国的にはおよそ100万人の愛好者がいるといわれているこれらのスポーツは、ここ数年「アクションスポーツ」のひとつとして若者を中心に人気が高まっており、その愛好者数は飛躍的に急増しています。奈良県内は勿論の事、私たちが住む三郷町でもB

MX 愛好者が続々と増えてきています。

発祥の地アメリカでは、ほぼすべての州に愛好者の為のBMXが利用できるスケートボードパークが設置され、学校の敷地に教育活動の一環として設置されたり、地域の青少年育成の為の大規模な公設パークを設置しているところもあります。また公立の公園内にも大小様々な規模の設備があり、子どもから大人まで様々な年齢の愛好者たちの交流の場となり、地域の日常生活に溶け込んでいます。また、世界的にはすでに職業として成立しているプロスケートボーダーやプロBMXライダーも人数が増え、プロとして生活できる環境も整っています。子どもから大人まで健全なスポーツとして認知され、小学生を対象とした「好きなスポーツ」アンケート調査では、人気ランキング上位に付けるスポーツになっています。

さて、日本では全国の市町村、特に各市には公共施設としてのBMXやスケートボード練習場の設置が急激に増えつつありますが、その規模や内容、数において、急増する愛好者にとっても対応できている状況ではありません。三郷町にも愛好者はいますが、練習する場所がなく、しかたなく公園内や歩道で練習する光景が多々見かけられます。すでに何年もこの状態は変わらないのですが、どこで練習しようとしても「歩行者の邪魔になる」、「音がうるさい」などと言われて、練習するどころか、追い出されてしまうことが多いのが現状です。

これからも増えていくと思われる愛好者への対応と、すでに何年も練習を重ねプロを目指す愛好者、親子で楽しむ愛好者などが堂々と練習できる環境の整備を願い、またスポーツを通じた青少年育成、地元住民のコミュニケーションの場としての観点からもスケートボードとBMX練習場の設置を要望いたします。

請願事項。

1、子どもから大人まで自由に伸び伸びとスケートボードとBMXが練習できる場を三郷町内に作ってください。

2、設備などは様々な種類・形状があるので、愛好者の意見を取り入れて下さい。

3、夜学や仕事をしながら練習をしている人も多いので、夜間でも練習できる環境にご配慮下さい。

4、設備の設置後の環境において予想される問題点を事前に検討し、利用者の観点から見て魅力的な場所にして下さい。

5、愛好者にとっては切実で緊急な要望でもあるので、早急に対応して下さい。

以上でございます。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙 1 頁～ 8 頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔決算審査の結果報告〕

議長（高岡 進） 日程第 3 1、「令和 2 年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告」、日程第 3 2、「令和 2 年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告」、日程第 3 3、「令和 2 年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計決算審査の報告」を一括して監査の報告を求めます。瓜生監査委員。

代表監査委員（瓜生英明）（登壇） それでは、令和 2 年度三郷町一般会計、特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る 8 月 3 日、4 日の両日、山田監査委員とともに、令和 2 年度三郷町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況につきまして審査を行いました。

その中で、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付されました令和 2 年度三郷町一般会計及び住宅新築資金等貸付事業、し尿浄化槽管理、国民健康保険、介護保険の保険事業、介護保険のサービス事業、後期高齢者医療の各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類、並びに同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付されました各基金の運用状況の審査を行いました。

各会計の決算については、予算現額及び収入支出額について、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査した結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

また、各基金の運用状況についても、計数的に誤りがなく、適正に運用されているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るための財政運営につきましても、意見を付したとこ

ろでございます。詳細につきましては、審査意見書をご覧くださいと思います。

続きまして、令和2年度下水道事業会計及び水道事業会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

去る7月8日に、山田監査委員とともに、令和2年度両会計の決算審査を実施いたしました。

提出されました損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、その他関係諸帳簿、証拠書類及び決算書を慎重に審査いたしました結果、計数的に正確であり、会計経理は適正に行われているものと認められました。

なお、財政の健全化を図るため、上下水道事業の運営につきまして意見を付したところでございますが、詳細につきましては、令和2年度三郷町下水道事業会計決算審査意見書及び令和2年度三郷町水道事業会計決算審査意見書をご覧くださいと思います。

次に、去る7月20日、山田監査委員とともに実施いたしました令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方自治法施行令第5条第3項の規定により審査に付されました令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算を審査した結果、いずれも計数的に正確であり、適正に運用されているものと認められました。

なお、本年度の決算は、協議会が解散になったことに伴う令和3年3月31日での打ち切り決算でございます。決算審査に当たっては、決算書及び附属書類の検証を中心に審査を実施いたしました。

なお、協議会廃止に伴う諸手続についても、問題なく完了しているものと認めました。

以上でございます。

議長（高岡 進） ありがとうございます。以上で、「令和2年度三郷町一般会計、特別会計決算審査の報告」及び「令和2年度三郷町下水道事業会計及び水道事業会計決算審査の報告」、並びに「令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計決算審査の報告」を終結します。

〔一般質問〕

議長（高岡 進） 次に、日程第34、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき同一の議題につ

いて3回を超えることができないと規定されています。また、(発言時間の制限) 第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、10番、辰己圭一議員。

10番(辰己圭一)(登壇) それでは、議長のお許しをいただきましたので、まず初めに、今年も全国各地で大雨による浸水被害や土砂災害が発生しておりますが、今年7月にも発生をしました静岡県熱海市の大規模な土石流の被害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

また、三郷町は7月から始まっております新型コロナワクチンの接種の業務に携わっていただいている医療従事者の皆様、そして接種会場の対応に当たっていただいております森町長をはじめ各部局の職員の皆様、そして保健師の方々に対しまして、心から感謝の気持ちとお礼を申し上げます。一日も早いコロナの収束を願うばかりでございます。

それでは、通告書に基づいて、森町政3期目の成果と課題、次期町長選に向けた4期目への決意についてを質問させていただきます。

森町長は、平成22年6月21日三郷町長に初就任され、三郷町をよりすばらしいまちにしていきたいという強い思いを持って、「輝きと安らぎのあるまち」をスローガンに掲げ、医療、子育て、福祉、環境、防災、教育問題など、これまで様々な課題の政策に取り組んでこられました。

また、森町長が提言されております5つの柱の政策の下、安心・安全なまちづくり、防災拠点としての機能も有する新給食センターの建設、子育てのしやすいまちづくりとしてこども未来創造部を創設し、子育てワンストップ体制の確立、また、健康長寿のまちづくりとしてフレイル健診の実施、そして未来ある子どもたちのために中学校建替事業や、タブレットや電子黒板などを導入してのICT教育の推進、「奈良サテライトオフィス35」の開設など、言い出すと切りがございませんけれども、本当に数多くの事業を実現されてこられました。

また、三郷町は、SDGs達成に向けて優れた取り組みを提案する自治体として、「SDGs未来都市」に選定をされ、「世界に誇る!!人にもまちにもレジリ

エンスなスマートシティSANGO」の実現に向けての取り組みを行い、誰もが生涯活躍できる社会を目指し、第2期まちづくり総合戦略に併せて三郷町スマートシティ構想を策定されました。

そしてさらには、「もう、すべらせない！！～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～」というタイトルで、昨年、三郷町と大阪・柏原市が申請していました龍田古道と亀の瀬が日本遺産に認定をされました。これを機に、いろいろと考えておられると思うんですけども、これは森町長から後の答弁でお答えいただけたらと思います。

こういったことから、3期目の途中ではありますが、森町政を振り返りますと、三郷町のさらなる発展のためにいろいろなことを積極的に取り組みながら、持続可能な行財政運営を行い、町政のかじ取りを行ってこられました。

また、町議会との連携、協力を密にし、着実に町政を推進されたことについても評価するものであります。

しかしながら、今、取り組まれている治水対策や奈良学園大学跡地の問題、そして山辺・県北西部の清掃センターの広域の問題、またコロナ禍がもたらした社会変化の問題など、大きな課題があるのも事実でございます。

そこで、森町長にお伺いをいたします。

今日まで3期11年と3か月務めてこられまして、任期が残すところ約7か月、正確に言いますと8か月ちょっとあるかと思うんですけども、この間公約に掲げられた諸施策に対しての達成状況と町政に対する現状認識、そして重点的に取り組む課題など今後の展望について、まずは、この点についてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 失礼します。ただいまの辰己議員のご質問にお答えしたいと思います。

私が町長に就任してから、早いもので11年と3か月が過ぎました。その間の成果として、今、辰己議員からいろいろと言っていただいたところです。本当に議員各位にはいろいろとご協力、ご指導いただいたおかげ、また住民皆様にもご理解とご協力をいただきました。また、職員にあつては、非常にモチベーションを上げて、そして頑張ってくれました。私を支えていただいた皆さんに、ここで感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

しかしながら、先ほど辰己議員もおっしゃっていただいたとおり、まだ3期目

は終わったわけではございません。残るところ7か月ほどあるわけでございますから、残された課題に向かって頑張っていかなければならない、全力で5月、6月までやっていくのは言うまでもございません。

さて、ここで重要なことは、1期目、2期目のことにつきましては、皆さんもご存知のとおりでございますので、3期目のことについてお話しさせていただきたいなと思います。

3期目に当たっては、5つの目標を立てました。1つは安心・安全なまちづくり、2つ目は子育てのしやすいまちづくり、3つ目は健康長寿のまちづくり、4つ目が未来ある子どもたちの教育施策、そして5つ目は三郷町活性化対策、この5つの施策を柱として、全庁横断的に連携を図りながら推進し、「輝きと安らぎのあるまち」に努めてまいりました。

まず、1つ目の安心・安全なまちづくりでは、平成29年台風21号で三郷町はすごい被害がありました。上下浸水戸数56戸にも及びまして、10か所の溢水地区が出ました。その10か所の溢水したところの対策にあたって、現在、3か所の対策が終えられたところでございます。まだまだあと7か所やり遂げなければなりません。

そして、国事業ではございますが、神前橋から三郷駅、ここまでの築堤をしていただきました。これをしていただくことによりまして、三郷駅の浸水、また線路が浸水しなくなるという結果が出ました。

それと、皆様ご存知のとおり大和川のしゅんせつ、度々国に要望してまいったところ、去年ですけれども、国のほうから「予算がつきます。しかしながら土の持っていくところがありません」ということで、しゅんせつが決定し、この3月でございましたけれども、のどか村にその土を持っていくという方向性が決まりました。

ここで30万立米ほどのしゅんせつ、要するに土を取るんですが、これがどういう効果を及ぼすかといいますと、平成29年の先ほどの台風21号では、惣持寺の地区におきましてすごい浸水がありました。そのとき、惣持寺樋門は標高32メートルのところにありますから、その32メートルをはるかに超える38.8メートル、ハイウォーターといいますか、そこまで来ました。この30万立米のしゅんせつをしていただくおかげで、50センチ、たかがなんですが、50センチ下げることができるという結果が出ました。

何で50センチかといいますと、それが大きいのは、38.8メートルがハイ

ウォーターです。この辺になると思います。天端、これが堤防の上としたら、ここは39.9しかない。39.9から38.8を引いたら、たった1メートルで全部水が溢水するところの状況まで行ったんですね。

昭和57年の水害、ここにおられる何名かの方は結構覚えておられると思いますけれども、そのときの水量よりもはるかに38.8メートルは上に行きました。でも、残りはほぼ1メートルしかないんですよ。この1メートルをいかに下げていくかということで、30万立米を取っていただいたら、少ないですけど50センチ下がる。要するに、同じ台風21号で雨が降ったときの量からすれば1メートル50、これよりも降ったら50センチ助かるということなんですけど、1メートル50下がるという計算結果が表されました。

それと、その惣持寺地区、毎回のように水つきがしています。ここに遊水池を造るということで以前から頑張っております。この10月末をもって実施設計が出来上がることとなりました。

また、県との協議によりまして、三郷町内には、土砂災害警戒区域、レッドゾーンがたくさんあります。そのレッドゾーンの中でも、教育施設と福祉施設が重なったところ、2か所あるんですが、この2か所の対処も県のほうからやっというところ。町、それと地権者の方々、共にやっというところ。こうやって、災害の多いところから防災・減災に向けて頑張っている所存でございます。

次には、子育てのしやすいまちづくりということで、今現在進行中でございますけれども、西部保育園の建て替え、これは皆様ご存知のとおり来年の4月オープンするということで着実に進んでおります。

また、待機児童の解消のために、公募いたしまして、イーストヒルズに保育園を誘致することができました。これも来年4月にオープンする予定で動いております。

3番目の健康長寿のまちづくりということで、以前からフレイル予防に力を入れてまいりました。しかしながら、このフレイル予防、いろいろな形でやってきたんですが、特に誤嚥にならない体操やいきいき百歳体操、町が中心でやるんじゃなくて、サテライト化を図り、三郷町内で10何か所ぐらいの箇所数を設けまして頑張ってきたところなんです。ところが、コロナの影響により、縮小を余儀なくされているというのが現状でございます。

4番目の未来ある子どもたちの教育施策では、平成31年、新三郷中学校の竣

工を迎えることができました。これも皆様のご協力、議員各位のご協力、ご理解、そして応援していただいたおかげで、私も自慢ではないですが、本当に通るたびにあのときに造ってよかったなど。議員の皆様には、一緒になってどんな中学校を建てたらいいのかという検討もしていただいたおかげで、いつ見ても素晴らしい学校だと自慢に思っております。本当にありがとうございました。

また、今年度やっておりますのは、三郷北小学校のリニューアルと増築でございます。

また、地球温暖化の影響でどんどん暑くなりました。学校にもエアコンという話が多々出てまいったところ、三郷町は、文科省の補助じゃなく、環境省の補助というメリットの大きなところから、各小学校にカーボンマネジメントによるエアコン化が図られました。

そして、ICT教育の推進ということで、これは近隣の自治体に先駆けましてICTの機器をどんどん入れていったわけでございます。おかげさまをもちまして、このコロナ禍の中で、もし学校が休校となった場合、在宅授業となるわけでございますけれども、そのときにこのICTの機器が役立つことが分かりました。

また、11月1日よりBWAの開設が見込まれております。通信も、セキュリティーの高いものを使って教育の推進に当たってまいりたいと思います。

そして5つ目、三郷町の活性化対策でございます。一言でどれだけということではなかなか言えないんですが、一番大きなものを一つ挙げさせていただきたいなと思います。それは、先ほども言っていたいただきました日本遺産「龍田古道・亀の瀬」でございます。

この発端は、私の心の中の発端は、住民皆様のシビックプライド、要は郷土愛を育むところから出てきました。しかしながら、三郷町の活性化に大きく、大きく役割を果たすこととなってきました。といいますのも、8月20日だったんですが、国交省のほうから、三郷駅の裏手、ここを「かわまちづくり」にするということで、支援制度にも登録することができました。また、後で深くお話しさせていただきたいんですが、かわまちづくりができるきっかけとなりましたのは、日本遺産の登録と、先ほど申しましたしゅんせつができたおかげでございます。

そして、皆様ご存知のとおり、令和元年7月1日に「SDGs 未来都市」に選定されたことにより、三郷町の理念を「誰一人取り残さない社会の実現」とし、これに向けて事業の邁進を図ってきたところでございます。

しかしながら、先ほども言いましたように、全てが順調に進んできたかという

と、そうではありません。コロナの影響でいろいろなところに支障を来したことは言うまでもありません。しかし、ワクチンの接種が一番効果的と考え、徹底的に職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

その結果、ワクチンの確保はもちろんのこと、生駒地区医師会や三郷町内にありますハートランドしぎさんの協力を得て、10月24日には対象者の8割が2回目の接種を終える見通しとなりました。これにつきましては、詳しくは文教厚生常任委員会で報告したいと思います。

また、奈良学園大学跡地の問題でございます。公募が終了し、2事業者が手を挙げてくれたことに伴いまして、先月の16日に選考委員会を開催していただきました。2事業者について、選考委員より合格点をいただいたところです。選考委員の何名かの方々から、2事業者は三郷町が目指す全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」についてうまい提案をしていただいているよねということをお願いいたしました。しかし、三郷町の住民さんがもっと何か活用できることを三郷町も考えていったほうがいいんじゃないかという指摘もいただいたところです。これも、詳しくは総務建設常任委員会での報告とさせていただきます。

また、先月の19日に行った内部の部課長会議で、先ほどのコロナワクチン接種の日程やコロナの収束を図るための意思統一を図った上で、アフターコロナを見据え、何をすべきかということを行いました。そしたら部課長が、みんないろいろないい意見を言ってくれました。今、苦しんでおられる住民目線で何をすべきか。そこでたくさんあった意見、なるほどなと思った意見を一番上に置こうかなと思いました。

どんな意見があったかといいますと、今、コロナで苦しんでおられます。経済的にもいろいろと頑張っていかなければならないけれども、それ以外に、子ども達が、お年寄りが外へ出れない。こういう状況の中で、高齢者の居場所づくり、また子どもの居場所づくり、これが急務でないのかなという意見が一番多かったんですね。私も、これはなるほどやなと思ひまして、これをアフターコロナの一番に据えて置きたいと思っております。

以上にて、大まかではございますが、公約に掲げさせていただいた諸施策に対する達成状況と町政に対する現状認識や重点的に取り組む課題など、今後の展望でございます。どうぞご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高岡 進） 辰己議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

今、森町長から様々な施策の達成状況、進捗状況と町政の現状認識などご答弁をいただきました。

また、今ちらっと話もありましたけども、今後の展望の一つとして、三郷町かわまちづくりをやっていかれるということです。あえて僕の口からは、詳しいことは控えさせていただきたいと思うんですけども、このほかに、今、町長のお話の中でも言われましたように、今取り組んでおられる課題、様々ありますけども、私の地元でもあります惣持寺の調整池の問題も含めての治水問題、そしてしゅんせつの問題も話の中に出てきました。これも、ただ単に土を取るだけじゃなくて、のどかにこの土を持って行って新たに防災拠点の場所を造られたり、また土地の活用をこれからされていくと思うんですけども、そういった問題。今後のウィズコロナ、アフターコロナの問題、子どもから大人までの居場所づくりということも今話の中でおっしゃいました。そういったそれぞれの重点課題についても、当然、長期的に取り組む必要があるのかなと思います。来年度予算にも反映するものと考えております。

そこで、森町長に再度お尋ねをいたします。

来年5月の町長選挙に立候補されると思いますけども、町長の思いを我々議員にお示し願いたいと思います。次期町長選に向けた4期目の決意と今後の町政運営について、ぜひお聞かせをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、辰己議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど述べました職員からの提案のあったアフターコロナにおける子ども達や高齢者の居場所づくりを根底に置きながら、現在の主要な基本計画である三郷町SDGs未来都市計画、三郷町スマートシティ構想、三郷町総合戦略、これらを踏まえまして、先ほども何点か出てまいりましたが、6つの大きな事業が始動し始めております。

まず、1点目からお話しさせていただきます。先ほども出てまいりましたイーストヒルズのスーパーブロックの活用の方法、業者も決まりました。待機児童があつて子育てのしやすいまちと言えるのかなと思う中で、手を挙げていただいた、本当にありがたかったなと思います。

しかし、ここの事業主はそれだけではありません。要するに働きたいのに働く場所がないとおっしゃっていただいています障がいをお持ちの方々に対しまして、

就労支援施設もここに建設するということをお願いいただいています。ありがたいなと思います。過去から、障がい者福祉にあっては、三郷町は遅れているのではないかなと思っていました。これで一步前へ進むことができるのではないかな、これが1つ目でございます。

2つ目は、奈良学園大学信貴山グラウンドの話でございます。6月議会でも議員の皆様には報告をさせていただきました。跡地活用をどうしていくか。この跡地活用につきましては、地権者である奈良学園大学さんのほうが主を持っておられるわけですが、私ども三郷町と奈良学園大学、共に手を携え、いいものを誘致したいということで、県からのご紹介もありましたけれども、奈良クラブというサッカーチームを誘致することができることとなりました。ただ、まだ最終的な合意まで行っておりませんので、公にしゃべっていかどうかよく分からないんですが、方向性は決まったなということでございます。

3つ目も、先ほど述べました奈良学園大学跡地活用のごことでございます。この跡地活用において、公募が終わり、そして選考委員さんにそれでよかったなと言っていた。その前提として、全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」ということでコンセプトを決めたわけでございます。2事業者と言いました。一つは高齢者福祉、一つは障がい者福祉。そして、その事業者のうちの一つは、教育、特に保育士の育成や介護福祉士。今、ヘルパーが足りない、保育士が足りないと言っている中で、専門的な学校としてくれることが分かってきました。

こうやって奈良学園大学跡地、そして先ほど言いましたように、三郷町としてはサテライトオフィスの2号店を造ることによって、遠く大阪まで働きに行かなくても、このサテライトオフィスを活用していただいてテレワーク、要は家での在宅ワーク、なかなか家の中ではできないときにはこのスペースを使っていたら、こういう利便性が出てくるということでやっていきたいなと。もう一つは、先ほども言いましたように三郷町の住民さんの何か活躍できる、遊べる、集える、こういう場をこの一部につくってまいりたいと思っております。

4つ目は、先ほども辰己議員から言っていた、かわまちづくりでございます。かわまちづくり自体は、三郷町はやらないというか、事業としては国の事業となります。どういうことかといいますと、三郷駅の裏手、大和川沿い、こちらに大きなスペースがございます。以前から、このスペースの活用をというご意見もいただいていたところですが、しかしながら、国の管轄でございますので三郷町もなかなかそこに手を出すことはできませんでした。

しかし、国が選んでくれたのは、日本遺産、要は亀の瀬も一緒に入れたこと。それと、しゅんせつが決まって川の流れがきれいになるということで、水辺の親水空間をつくろうと国はしてくれております。これが国の事業で進みましたら、今度、町の事業として日本遺産の交流拠点をつくっていくということで、どこに何をするかといいますと、ちょうど三郷駅の裏手のかわまちづくりの場所からほぼ500メートル先の三郷町の下水の中継ポンプ場、ここを交流拠点の場にした

い。

どんなことをするのかというと、日本遺産の案内等々。また、ここに亀の瀬が崩れたときの駅、亀の瀬東口という駅があったと聞いております。それに見立てまして、川の駅を建設していきたいなと思っております。日本遺産が取れましたので、国からかなり補助がいただけると聞いておりますので、それを活用させていただきたいと思っております。

5つ目でございます。先ほど申しました大和川のしゅんせつ、約30万立米、この土、去年の1月だったんですが、大和川の所長が私のところに来られました。以前から、しゅんせつしてや、してやと大分長年にわたってお願いしてきました。所長って結構交代が早いんですね。5代にわたって私頼んできたんですよ。ところが、1年とか1年半とか、長くて2年で替わられていきますので、なかなか決まらなかった。

しかし、去年の1月に来られた所長、今の前の所長だったんですが、予算つきましたと。緊急3か年から緊急5か年というのに国交省も変えられておったんで、その5か年のほうにつきそうだということで、ありがたいなと思って聞いたところ、「予算はついたんですが……」というところやったんですね。「その土持って行くところおませんねん。何とかしてもらえないでしょうか」ということで、分かりましたということで、三郷町どこへ持っていいのかわ、非常に量が多い。また、簡単に土捨てみたいなことはできません。いかに有効に、また安全にできるところを探していたら、のどか村を思いまして、のどか村の社長に1年かかって交渉しました。初めは「そんな土要らん」、当然です。誰でも嫌です。しかしながら、説得の要件がありました。土を持って行って谷を埋めます。これは安全な工法でいけば、そう簡単に熱海みたいな土石流が流れることはありません。しっかりと工事はする。そのことによって、谷を埋めますから、耕地面積、要は生産性の向上が図られますと。これを説得の一つにしたんですが、「いや、それだけではな」という話もありました。しかし、最近になって、のどか村の入場者数も減ってき

ている。生産性の向上を得てしっかりとした収入源を確保すべきじゃないかという意見もさせていただいたところ、渋々やったんですが、そのことに納得していただきました。

といいますのも、三郷町の住民さんが災害、大雨によって大変なことになっているんですよ。社長もよく分かっておられましたから、それに貢献をさせてもらうというのが一番の決め手になったと思います。

そして、私どもさらなるお願いをしました。三郷町は、震度6強と6弱の2つの部分があります。大体この辺は6強になるんですが、南海トラフ、これ30年以内に80%起こるだろうと言われております。安全な場所はどこか。のどかの広場が一番安全だと分かったんですね。向こうは6弱だそうです。弱いそうなんです。ですから、そこを防災の拠点。

そして、県の協力を得まして水槽のタンクを増やしていただき、8,000人が避難されても3日間の水を蓄えることが可能となりました。非常に大きな進歩を迎えたわけでございます。

そうしたわけで、大和川のしゅんせつの土を利用した信貴山のどか村では、生産性の向上、並びに防災・減災、防災拠点、並びに広域避難所の計画をしているところでございます。

最後に、6番目でございます。先ほども辰己議員の地元ということで惣持寺地区における対策を言っていただきました。長いことかかりました。しかしながら、本当に私たちも忘れることなく、毎年のようにここは水がつかってきたわけでございます。そして、やっと大体の遊水池の大きさ、その詳細設計がこの10月末で完成することとなりました。おかげさまで前向きに進んでいけるようになったというご報告と、その遊水池は約2万立米の水をためることができます。

ただ、2万立米の水をためるだけのものでいいのかな。その遊水池の上を利用したまちづくりをやっていければいいのかなと今思っております。大きな、大きな事業でございます。これからまだまだ数年かかるか分かりません。

今まで申しました6つの事業も、今日、明日に終わるわけではございません。さらに何年かかかって完成をしていかなければならない。ぜひともこの完成、またはめどが立つまでは、私は続けさせていただきたいと思うわけでございます。話はまだこれから続きますので、すみません。

この6事業を考えてみますと、従来、まちづくりというのは行政が中心で行ってきました。しかし、この6つとも、考えてみてください、ほとんどが民間でや

っていただくこと。行政は、お手伝いやその方向に向かれるように指導とか、補助をつくったり、ほんの足すと言うていいですか、後押しをするのかなと思いました。

最近、どこも民間主体の役割が拡大しつつあるということに、私は気づいたわけでございます。気づくのが遅かったのかもしれませんが。どんなメリットがあるか。要は、民間でやっていただく、そしたら財源を求めるのは、行政だけで出すよりは、民間ですからいろいろな収益の方法を知っておられます。そこがよかったのかなと思います。

この6事業やっていく中では、官民連携というのが大きなポイントになってくるのではないかなと思います。そして、いろいろなご提案をいただきましたので、この6事業、プラス信貴山の温泉の事業と含めまして、新たな雇用がどれぐらい生まれるかという計算をしました。何と200人は雇用できるんですね。

今まで行政が一番苦手だったこと、これは雇用をつくることなんですよ。行政が主導でやってしまったら職員で仕事をする。行政はいいかも分かりませんが、民間、要は住民さんに雇用を生むことができなかった。しかし、この6事業プラス1事業、7事業で200人ですよ。200人というと、大きな工場、大きな会社が2～3個来てくれるぐらいの規模となったわけでございます。私は、この民間に委ねていく方針は、これからもそうしていきたいなと思っております。

そして、安全で魅力的なまちづくりを行うには、都市再生整備計画の策定が必要であるのではないかなと思います。この都市再生整備計画、これはどういうことかといいますと、今、三郷町でも起こっておりますまちのスポンジ化、要は奈良学園の撤退、三郷駅前のスーパーの撤退、ホテルの撤退、これが空洞化しているわけで、スポンジ化しているんですね。そのスポンジ化を防ぎ、民間の参入を促すことができる。しかし、計画を立てていなければいろいろなことができます。そこで、都市再生整備計画を策定する必要が今起こっているわけでございます。

もう一つの手法をお話しさせていただきたいんですが、あまり皆さんもなじみの言葉ではないと思うんですが、「グリーンインフラ」ということです。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード、ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市、地域づくりを進める取り組み、これは国交省の書いてあった文章をそのまま読ませていただきましたけども、要するにいろいろな災害やそういうものを食い止めた後、それを使っ

て何か町のためにしなさいよ。そういうことを計画立てるのであれば、補助金も渡しましょう、社会資本整備で渡しましょう。こういうことなので、財源的には非常に助かりますし、自然環境を維持することもできます。また、生産性の向上もできます。

先ほど申しました惣持寺の遊水池の上に、このグリーンインフラを用いて働く場所を持ってくる、これも一つの手かもしれません。まだ決定したわけではないので、私の勝手な考え方ですけども、そういう手法も取れるなと思っております。これらハード的な活用でございます。

ソフトのことにつきましては、今年度から開始しました重層的支援体制整備事業、これをさらに充実・発展させていきたいなと思います。脱縦割りを図りながら、住民さんがいろいろなお困りのことがあると思います。その困り事を一手に引き受けながら、それぞれの部署が連携して問題解決に当たっていく、これが私の願っているところでございます。

今、三郷町は大きな転換期を迎えていると思います。予測不能な変化の激しい社会情勢の中で、サステナビリティ経営、運営、難しいですね。舌かみそうやったんですけど、要するに持続可能で誰一人取り残さない社会の実現、SDGsの理念でございます。これを求められている時に来ているのではないかなと私はつくづく思いますし、これをしなければならぬと思います。そして、これを実現していくには今しかない。また、果敢に挑戦しなければ成し遂げられないと思っております。

長々とお話しさせていただきましたが、よって、ここに4期目の出馬の決意を表明させていただきます。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） ただいま森町長から、来年5月の次期町長選挙へ向けて、今行っている町政運営、そしてこれから行う町政運営に力強い決意を持って4期目の出馬を表明されました。残すところの任期も、引き続き頑張っていたきたいと思います。

今取り組んでおられる、先ほど説明をされました6つの事業のほかいろいろありますけれども、これからも様々な問題、課題が出てくるかと思えます。町の未来を切り開くためには、時には痛みを伴う難しい課題も避けて通ることはできないと思います。

森町長は、そういった課題から目を背けないで取り組む勇気と気概をお持ちだ

と思いますので、正直ここにおられる議員の皆さんもそうだと思いますけども、私も全力で応援をしたいと思います。町民も心から期待できるような真剣な姿勢とさらなる町の発展につながる政策をお願いして、質問を終えたいと思います。

最後に、2つだけ要望といいますか、お願いをしておきたいことがあるのですが、1つ目は、森町長は何事にもスピード感を持っていつも行動されているので、町の職員はそのペースについていけない人がもしかしたらいるかも分かりません。そんなときは、町長が生まれ持った優しさと気遣いができる性格でフォローしてあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2つ目は、これはいつも思っているんですが、森町長はいつ休んでおられるのかなと思っておりまして心配になるときがあるんですけども、殊のほかタフな体をお持ちかと思うんですけども、やはり体が資本ですので、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

以上で、最後に森町長から少しご答弁をいただいて、私の質問を終えたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 辰己議員の再々質問ということで、2つのことを言っただきました。

まず1点目、職員頑張ってくれています。先ほど申しましたように、私を支えてくれている職員、ここに来て痛感するのは、モチベーションが非常に上がってきたんですね。やる気だと思います。そのやる気を出してくれて頑張っている姿、本当に私にとってはありがたい。

しかしながら、私も時たま「これでいけるんちゃうんか」と言うてしまうこともあります。以後気をつけながら、しかし、絶対これをせいと言うことはいつも申しておりません。これをしよう、いや、できません、じゃあ、こっちしようというふうな考え方を持っているつもりであって、まだ私の言う言葉が重荷になっている、それも分からんでもないなとは思いますが、ちょっと以後気をつけていきたいと思います。

2つ目、私の体のことを気遣っていただきました。本当にありがとうございます。ただ、私は、三郷町がよくなるのであれば、この細い体を……笑うとこかな。身を削ってでも頑張っていきたいと思うわけでございます。

しかし、私一人ではこれから先も何もできません。いろいろな忠告、ご理解、それとご協力、またご指導、全ての方をお願いして頑張っていけますので、4期

目もどうぞよろしく申し上げます。お気遣いいただきまして、本当にありがとうございます。
ございます。

議長（高岡 進） 10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩いたします。再開午後1時。

休 憩 午前11時43分

再 開 午後 1時00分

議長（高岡 進） 休憩を解き再開します。

それでは、5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） それでは、議長のお許しを得まして、私の一般質問に入らせていただきます。

まず1問目、「テニスコート」についてであります。

昨年、令和2年10月、大雨により竜田運動公園のテニスコート南斜面が崩落し、幸い大きな人身事故には至りませんでした。西側のり面の補強工事も含めて、この11月末には工事が完了予定であります。4面あったコートは、2面に減ると思います。

利用のテニスサークルは、軟式、硬式合わせて6つから7グループあると思います。この間利用できない方たちは、ほかの町の施設を利用したり、また、ほかの町のほうが使用料は安いんですね、三郷よりは。あと、グラウンドを借りてコートまがいのラインを引いて不便な練習をしている、そういうことも耳にしております。

これをきっかけに遠方で使用料の安いところに慣れてしまっていて、せっかく再開したときに帰ってもらわなくては使用料も入りませんし、いろいろそれも私心配しておるんですけど、だから、速やかな再開を町にはぜひ望みたいと思います。

この工事は11月に終わるわけですけど、そのあとテニスコートが再開できるのはいつ頃からなのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

それと、来年の令和4年4月ですか、奈良学園大学が町のほうに無償で移譲となります。4面のテニスコートがあります。今は草ぼうぼうですぐには使用できない状態ではありますが、ちょうどいいことにコートが4面あります。これは移譲を受けたときにその後どうされるのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員の1問目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

竜田運動公園南側擁壁が、昨年の10月10日、台風14号の影響により崩壊したため、速やかに仮復旧工事を行うとともに、今年度より11月末完成に向け擁壁復旧工事を施工しております。それに伴い、テニスコートを全面利用停止しており、利用者の皆様方には大変ご迷惑をおかけしておりますこと、おわび申し上げます。

復旧工事完了後は、4面のうち、傾斜を緩やかにするため南信貴サンハイツ側の西面2面を撤去し、グラウンド側東面2面の整備工事を行い、再開を目指してまいります。

利用再開の時期でございますが、予想以上に復旧工事が難航しており、本工事の影響により人工芝の張り替え等の改修も必要となるため、12月定例会におきまして補正予算を計上させていただき、令和4年4月の再開を目指して進めてまいります。

奈良学園大学三郷キャンパスにつきましては、先ほど森町長から答弁がありますとおり、令和4年4月に無償で町に譲渡されることとなっており、跡地活用について現在検討を進めております。

先日開催いたしました奈良学園大学跡地利用事業者を選定する選定委員会におきまして、大学跡地は事業者だけでなくもっと住民の方にも利用できるよう活用方策を考えるべきとの意見をいただいておりますので、テニスコートにつきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 工事がこれ以上長引かないように、できるだけ予定どおり進捗するようにぜひお願いしたいと思います。

それから、ここからは森町長の見解をお伺いさせていただきたいと思います。

テニスコートは、主に4～5つの種類の仕様があります。アンツーカー、これは赤土で、粉碎したれんがを混ぜたもので、これはすごく高価なものなのであまり一般的ではないそうです。それとハードコート、これは足とか膝を痛めるので、これは全米オープンとか全豪、オーストラリアですね。あのオープンのコートがこの仕様です。それとグラスコート、これは文字どおり芝生のコートです。これは全英オープン、イギリスですね。あと土でできたクレーコート、これはものすごく安価、安いですが、整備が大変で、ボールが弾むのでラリーは続くという利点はあるそうです。これ全仏、フランスオープンがこの赤土のクレーです。奈良

学園大学は多分クレーじゃないかなと。ちょっと定かではないですけども。

あと一つ、オムニというのがあります。これはカーペットを敷いたり、あと人工芝に砂を混ぜたもので、これが大体扱いやすくて一般的と聞きました。私の知り合い、ちょっとプロ的な人が大阪にいてるんで問い合わせしてもらったら、大体オムニ方式が一般的で多いよということを伺いました。費用の面もありますので、町にとっては。その辺も考えていただかないといけないんですけど、現在の大学のコートはちょっと手を入れないと使えない状態ではあります。

先ほどの渡瀬部長の回答では、使用可能な方法で住民の皆さんに使っていただくということで、多分前向きに検討していただけるというふうに解釈しております。コスト面もできる限り抑えつつも、利用者の意向、希望にも沿った、使い勝手のよい方法を町長にはぜひお願いしたいと思っております。

先ほど町長がアフターコロナのことをいろいろとおっしゃいました。私も、実はこのテニスコートのこともアフターコロナの観点から質問させていただいたわけですが。コロナ問題はワークスタイルやライフスタイルを見直す機会にもなったと言われ、流行した後の今後あるべき社会を模索、提言するといういろいろな意味で、アフターコロナが重要であると言われております。

町長の先ほどのお考えの中では、大学の跡地、住民の皆様にも使って行って、喜んでいただく方法でいろいろなことを考えていらっしゃるようなので、ぜひテニスコートの件も、住民のために前向きに、速やかに使用可能となるように検討していただきたいと思っております。

今、変異型コロナで大変な現況ではありますが、いずれワクチンも浸透し、新薬の開発も今は大分進んでおりますので、いずれ近い将来は、経済はもとより、私たちの生活も元に戻っていくものと思われれます。アフターコロナについては一番大きな施策の柱と捉えていると町長おっしゃいましたので、その辺の見解もお聞きしたいと思っております。

それと、健康寿命日本一を掲げて、町長はこれまで、いきいき百歳体操、スッキリ教室などいろいろな事業にも取り組んでこられました。これは介護予防にもつながるし、認知症予防にもつながるし、成果を上げてきましたことは大変評価をしております。

しかし、この長期にわたるコロナ禍で、外出自粛、また筋力や体力の低下も問題となっております。適度な運動は認知症予防や介護予防ともなりますし、免疫力も高めるといことは皆さんご存知と思っております。運動をしてない人よりも、運

動をしている方は、コロナの市中感染が31%軽減されるそうです。また、感染による肺炎の死亡率も、運動している方はマイナス37%。少ないそうです。

ぜひこういうことも加味しながら、アウトドアスポーツは、室内よりもマスクをしなくても密でなければいいとも言われております。とにかく感染予防に配慮しながらも、アウトドアは速やかに使用可能と思いますので、ぜひこういったことも町長お考えいただいて、併せて、アフターコロナとこの大学跡地、また竜田運動公園のテニスコートについての見解、前向きな回答を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、先山議員の再質問にお答えしたいと思います。

いろいろお話しいただきましたので、どれから話をさせていただこうかと思えますけれども、取りあえずお聞きした内容を整理しますと、奈良学園大学の跡地にテニスコート4面あるうち、何面か分かりませんが、造ってくださいと。その方式はオムニ方式が一番であるのではないかというご質問だったと思います。

先ほどから長々とまちづくりについて話をさせていただきました。その中に出てきたことの中で、アフターコロナで何をすべきか。要は、子ども、高齢者と限定して居場所づくりをと言ってきたわけでございます。しかし、健康を維持していただくためには、やはり高齢者や子ども達だけではなくて、全ての住民さんがスポーツをしていただく、運動していただくということが大事なのかなという観点から、奈良学園大学の跡地にテニスコートを造っていく方向、前向きな形で考えさせていただきたいと思えます。

ただ、私が言っていますまちづくりにおきましては、テニスをスポーツという観点ではなく、その場所が居場所という観点と、そこへ行っていただくために歩きやすい、また居心地がよくて三郷町を歩いてみたいなと思える。スポーツの一つの施設ではなく、そういうまちづくりの一環にもしていきたいなと思っております。ですから、奈良学園大学の一つの跡地だけを考えるのではなく、三郷町全体のプロデュースを考えたときに、4面全部をテニスコートにするかどうかというのは今後の検討になります。

なぜそうなるかといいますと、テニスコートは、今、部長が申しましたように、健民グラウンドのテニスコート4面中、今のところ再開できるのが2面であろうと。その中で、割と近場である奈良学園大学の中に4面を造ってしまえば、三郷町では西側に全てが集中してしまいます。私は東側にもテニスコートがあっ

いのではないか。先ほどから申しています惣持寺の遊水池の上にテニスコートを2面造るというのも、一つのまちづくりではないかなと思います。

そして、有機的につながって三郷町全体でスポーツができる、そして歩ける、こういうまちづくりをしていくことが全てのまちづくりに通じるのではないかなと思いますので、今のところ、全面ともオムニ方式でやるかどうかというのは今後の検討。そして、最低でも三郷町には6面のオムニコートがあるという方向で検討に入らせていただきたいと思います。

スポーツの施設ではなく、まちづくりの一環としてこれを取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解とご協力、そしてなるべく早期に頑張っていきます。

ただ、ご存知のとおり、奈良学園大学は来年の3月まで奈良学園大学の持ち物であること、そして今も生徒さんがおられること、そしてコロナの影響で外部から中に入ることを禁じておられます。それも当然のことだと思います。来年3月以降から、計画、そして造成ということになりますので、最終的にいつできるんやと言われたら、今、ここでお答えすることはできないということをご理解いただきたいと思います。必ず前向きなことでさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 竜田運動公園のところは2面に減りはしますけれども、ちょっと整備して来春早々には使えるようなことをおっしゃっていたので……そうですね、竜田運動公園のところは。そうですね。

サークルが6から7ございますので、2面ではとても足りません。かといって、大学跡地は3月に移譲されてそれからのことなので、それでもできるだけ速やかに使えるように、4面が減るかもしれませんが、何面かは使えると思えますし。

あと町長おっしゃっていたように、西側に集中しないで東側と。それも近い将来すぐではできないと思えますけれども、そちらの方面も考えてくださっているみたいなので、とにかく早く使えるように。やっぱり健康な住民が、運動している人はご存知のように病気にもなりにくいですし、認知症にもなりにくい。おまけに国民健康保険税の財源の軽減にもつながっているわけです。何ぼ長寿のまちであっても、寝たきりの人ばかりでは医療費ももちろんかかりますし、とにかく健康なお年寄りが多いまちにしていただきたいと思います。

町長は、当然ながらそういったことは十分考えてくださっていると思っていま

すので、前向きに検討していただくということなので、いろいろと期待しております。回答は結構です。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 次は、外猫（ノラ猫）保護活動でノラ猫0（ゼロ）及び殺処分0（ゼロ）にということで、2問目の質問をさせていただきます。

皆さんご存知のように、犬はほとんど野良がいなくなりました。猫は変わらず繁殖力、野放し状態ですので、外猫は春と秋に繁殖いたします。それがまた増えていくということで、どこかで歯止めをかけないと、動物も命がありますし、できるだけ野良猫ゼロ運動、殺処分ゼロに向けて、私も20年前からこっそりと密やかに有志の人たちと活動してまいりました。それでも、やっぱり捨てる人、いろいろな方がいらっしゃるの、たちごっこのような情景は、皆さんご存知のように、野良猫あちこちで見かけるとおりでございます。

飼い主の身勝手、また無責任な理由、知識不足などで、繁殖、放置、遺棄されて殺処分や路頭に迷ったり、また交通事故に遭ったり、とにかく先進国で殺処分や動物の命が軽く見られているのは日本だけだと、諸外国からひんしゅくを買っております。

平成12年12月に動物保護法及び管理に関する法律が施行されました。それに当たりまして、私の知り合いの弁護士さんから署名運動を頼まれて協力したことを覚えております。

最近では、いろいろいいほうに改正されてきて、直近では、今年2021年の6月にもこの保護法の改正を行っております。今は、虐待、不適切な飼育防止のために罰則も厳しくなっております。

ちなみに、2008年日本における殺処分、犬8万2,400頭余り、猫が19万3,800頭ぐらい、計27万6,000頭の殺処分を行っております。10年後の2018年は、行政と民間団体の協力や尽力で犬7,700頭、猫で3万800頭、計3万8,000頭に、物すごく激変しております。それでも、1日105頭が殺処分されております。

奈良県内全体では、平成31年、犬猫合わせて1,023頭が殺処分となっております。大人の犬猫、子どもも合わせてです。今では、原則処分を行わず、保護センターとして保健所なんかで収容し、譲渡会を実施したり、殺処分ゼロの自治体もたくさん出てきました。やっぱり命ある動物、私も動物好きですので、そ

れを聞くとやれやれと思うんですけど、まだまだ日本は、殺処分が減りましたとはいうもののやっぱり続いております。

私、動物愛護の観点と、また野良猫、野良犬はごみを荒らしますし、ふん尿もしますし余計いじめられる、そういったこともありまして、動物愛護の観点から、あと地域のために、野良犬猫ゼロを目指して細々と有志の方たちと頑張ってきました。保護して手術をして、虐待犬を保護したこともあります。里親探しもしてきました。そういった原因をつくるのは、私たち心ない人間ということを感じておいていただきたいと思います。

また、ボランティアの労力も大変なんですね。あと去勢手術代、私たちは少しでも安くしてくださる病院を探して、餌を仕掛けて捕獲するんですが、その都度運んでまた翌日に行く。手術代がとにかく皆さんご存知のように、一番安いところを探しても大体雄1万2,000円から、雌で2万2,000円から、これが安いところの基準の費用でございます。とにかく費用の面で、私たち本当は費用出さなくてもいい、野良犬猫がゼロであれば。私今まで相当のお金出してきましたけれど、それで好きな服、おいしい食事も行けてます。そやけどやっぱり命ある動物、私たち人間が責任あるわけですから、そういう野良犬猫ゼロにするために、有志の方たちとずっと取り組んできたわけです。もちろんお金も大変でした。

昨年、財団法人で「どうぶつ基金」というのを知りました。それまでは、自費でみんなずっとお金出し合って、寄附を募ったりしながら活動をしてきたわけですが、ペット動物のテレビ番組で時々そういう活動されている方、手術して家で何匹か確保して里親探しとかしている番組、ちょこちょこ最近よく耳にします。それに「どうぶつ基金」というのがよく出ています。そういう全国組織で活動しているグループもあります。これは行政枠と個人枠と2種類あります。行政は行政が取り組むことなので信頼もありますから、手続して登録すればすぐ手術費用がどうぶつ基金から出ます。手続は行政もしていただかなくては行けませんけれど、持ち出しの部分は一切ありません。個人枠の場合は、個人で登録して手続して、私たちのグループはしているんですけども、それは個人負担の持ち出しの部分が大体1頭につき5,000円近く要ります。また、捕まえるのによその活動している方の応援を頼めば、その捕獲器ありますやんか、あれが一つの籠について何千円、また動物病院に運ぶ費用も3,000円、ガソリン代としてとか。また、それにプラス持ち出しがあるんですよ。

とにかく個人で活動、ボランティアでするためには、労力はもちろんしますけ

れど、お金の持ち出しが結構多いんですね。そのために進捗がなかなか、お金持ちでもお金けちる人ありますし、私みたいにお金なくても動物のためにおかゆすすってでもという、中には寄附してくださる方もいらっしゃいます。とにかくそういう活動がないと野良猫減りませんね。

詳しくは申しませんが、その手続するために、どうぶつ基金のほうに来月の予定を出すんですね、何匹確保しますと。その分のチケットが来ます。5匹なら5匹、10匹なら10匹。だけど、5匹が来た場合は、野良ですから捕まらない場合はチケット一旦返します。10匹捕まった場合は、予約しているチケットが5匹分しかありませんので、残りの分は、また猫放すんかというのがありますから、後日捕まえてということになりますので、なかなか捕まらない場合も多いので、その分はボランティアの方たちが身銭を切って手術代出してやっております。

そういったことを加味しながら、ここで質問なんですけれど、奈良県の市ではほとんどがこの活動に取り組んでおりました、前から。唯一、町レベルでは斑鳩町が、やはり住民の方のそういう動物愛護の意識が高いんでしょうね。斑鳩町がしているのは私以前聞いておりました。

三郷町もぜひということで、私が3月議会で質問いたしましたら、ぜひやりたいということで、広報に出ておりましたように、4月から行政として取り組んでくれることになりました。私たちは個人枠と行政枠も利用しながら二本立てでやっております。

それで、行政枠使った場合でも、1頭当たり2,200円最低かかります。もちろん手術代のみですよ、基金から出るのは。あとワクチンとか、何たらかしたら、ノミ取り何とかというのがいっぱいありますけれども、そこまでは手回りませんから、最低の手術代のみが基金から賄われます。それと、ボランティアの持ち出しも結構多いということ。

去年、令和2年4月より、野良犬がほとんどいなくなったということで、三郷町は飼い猫、飼い犬に手術費用の補助を1頭につき3,000円しておりました。よそのまちはほとんどないですよ、近隣調べたら。家猫は大体飼い主が出しますよね。私たちは外猫に出してほしいんです。野良猫対策のためには、外猫を減らしていかないと解決しない。上牧町だけは外猫にだけ出ます。

去年から犬の分が廃止になりましたので、その分を何とか賄ってこちらのボランティア持ち出しの分少しでも減らすために、ぜひ考えていただけないかという

のが今回の質問でございます。

ちなみに、皆さん職員はよく見ていると思います。猫がちょろちょろ走ってましたでしょう、この敷地内、ガレージのところ。文化センターの下にもちょろちょろ行ったり来たりしております。それを私たちの仲間のリーダーの方が、なかなか用心深いので野良は捕まらないんですね。餌も誰かがやっていたら、さらに捕まりにくいですが、とにかくおりに餌仕掛けて、「現在捕獲中です」という貼り紙して、ガレージに夜10時から11時に、皆さん職員の邪魔したらいけないので仕掛けに来てもらっていました。そして、朝4時、5時に回収に来るんです。そのときに捕まっていなければまた後日おりを仕掛けるということで、それで都合、ここの下の役場の駐車場、文化センターの駐車場、あと役場関係の施設で27頭以上捕獲して、手術して放しました。

基金をもらうためには、野良猫でも飼い主が決まればその人が手術代を出したらいいということになりますから、元のところに捕獲してまた放す。餌も、ごみ荒らしたりするのできちっと面倒見る。ただし、大体1年から3年が命です。ちょっとした病気によっても亡くなります。そのうちにだんだんゼロになっていくということなので。

ちょっと気づけていただいたら、この間もちょろちょろ文化センターの下とこの駐車場で走っていたので、声かけてみたら耳切れてましたわ。まだ逃げる子もおりますので、切れてないのを早く捕獲して手術しないとたちごっこになりますので、子どもが増えて。もしそんなんがあれば、また声かけてください。耳を見れば桜の花びらになっていきますので、それは手術済みということです。

私が今まで見たところは、耳はカットしておりました。まだ多分1匹、2匹は残っているはずですので、また気をつけて見ていただいて、報告いただいたら対処したいと思います。

それ以外にも、いろいろな自治会の方から野良猫が近所に生まれているという声が寄せられて、この三郷町の公共的な施設だけで26匹、30匹近く手術して対処してきました。あと、個人的なんもそれ以上にやっております。あまりやっていると、家の中に小さい子猫、生まれた子放り込んでと聞いているので、ちょっと陰で、水面下で、知っている人は知ってくれてるんですけど、あまり大きい声で、先山やってるで、グループがやってるでとあまり言うてほしくないんです。門扉開けて中に犬なんか放り込まれることがあると聞きましたんで。

とにかくボランティアが労力も大変ですけど、さらに金銭的な持ち出しが多

いということ。これについて、去年から犬の去勢手術で廃止になっておりますし、その辺のことをどう考えておられるのか。いやいや、ボランティアの人たちが好き勝手にやってるんやからお金も出して当たり前というお考えなのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。役場周辺で耳の切れていない猫を見かけたら、ぜひ連絡させていただきたいと思います。

それでは、先山議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

本町における地域猫対策につきましては、本年3月議会でも答弁させていただきましたとおり、飼い主がいない猫を動物病院へ連れて行き不妊手術を受ける活動を町内でされているボランティア団体等の費用負担を軽減するため、本年4月より、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加し、基金から受け取った無料不妊手術チケットを団体の皆様に利用していただく事業を実施しております。

このチケットの利用実績につきましては、これまでに16件の申請に対して10頭の利用があり、地域猫対策に寄与していただいているところでございます。

こうした地域猫対策にご協力いただいているボランティア団体等の尽力もあり、議員おっしゃるとおり猫の行政殺処分は減少傾向にあるものの、先ほども議員のほうからありましたが、令和元年度実績を見ますと、全国で2万7,108頭、奈良県では211頭もの猫が殺処分されているのが現実でございます。

猫の行政殺処分は、地域の生活環境の改善という側面がある一方で、動物愛護などの観点から犬猫殺処分ゼロを目指す条例が茨城県で制定されるなど、自治体における殺処分ゼロを目指す取り組みが加速しております。

本町といたしましても、SDGsの目標の一つに「人と自然との共生」があるように、人と動物が共生する地域社会の実現を目指すところであり、そのためには、地域住民、ボランティア団体等と連携協力し行動することが、とても重要であると認識しております。

動物保護センターに収容された犬猫の殺処分ゼロを達成され、現在も継続されている神奈川県では、行政だけでなく、殺処分ゼロに至るまでの過程で、ボランティア団体の活動が大きく寄与されたという事例もございます。

こうしたことから、本町におきましても、さらなるボランティア団体への支援の充実を図るため、支援制度の拡充等を今後検討してまいりたいと考えておりま

す。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5 番（先山 哲子）（登壇） 一番の原因は、私たち人間が捨てるということです。手術もしないで飼って、ちょっと気い向けへんかったら捨てる、それが一番。私たち人間が原因であります。とにかく野良猫ゼロにしようという活動をしているというだけのことでありまして、いろいろ思いは皆さんあるとは思いますが。

奈良市のほうも平成20年で663頭殺処分しましたが、この3年間はゼロとなっております。ゼロに向けていろいろと尽力しているということも聞きました。

それから、県もやっと、町はこの3月からねこ基金に取り組んでくださいましたけれど、県のほうも野良猫、野良犬をなくすために今年の4月からやっと腰を上げて、ただし、中和地区だけしかないんですね、宇陀市ですけど。そこへ持ち込めば手術してくれます。そのためには持ち込む日が決まっているんですね。翌日もまた取りに行きます。これでは、取り組みの評価はしたいんですけども、内容としてはどうぶつ基金と同じような内容で手術代無料なんですけど、とにかく使い勝手が悪い、遠いですし。同じ取り組むんだったら、西和地区とか北和にも1か所とか2か所つくっていただくとか。でも、日が決まっているんですね。その日に合わせて野良猫、犬が捕まるとは限りません。だから、とても使いづらい、利用しづらいということです。本当に積極的に取り組む気があるのであれば、もうちょっといろいろな方法を考えていただきたいと思っております。

町のほうにお願いしたいのは、機会があれば速やかにこういったことをもっと進捗の方向に向かって改善をしてほしいということをお願いしたいと思います。

とにかく私たちは、住民のため、地域のため、動物のためにゼロを目指してやるということを知っていただきたいと思っております。回答よろしくお願いたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口 洋司）（登壇） 先山議員の再質問にお答えいたします。

奈良県の所有者不明猫事業についてのご質問でございますが、本事業につきましては、奈良県と協定書を締結しておりますが、ご指摘のとおり、定められた日程、年6回で実施されていること。また、手術場所が中和保健所動物愛護センターの1か所でしか実施されていないことから、大変利用しにくい環境であることは承知しております。

今後、県に利用しやすい対策を講じるよう町からも要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（高岡 進） 5番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2番（久保安正）（登壇） 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値達成への対策はということで質問させていただきます。

2010年3月に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、中間目標年度である2018年度の町民1人1日当たりごみ排出量を864.5グラムとしましたが、実績は989グラムとなり、達成率は87.3%、125.4グラム削減が足りませんでした。目標値に対しては、かなり距離を残したと言わざるを得ません。この基本計画には、三郷町のごみについて、産業構造等の似通った全国の類似自治体137自治体と比較して、人口1人1日当たりごみ排出量は平均を上回っているという指摘がされております。

2019年3月に新しい基本計画が策定されました。策定された計画では、中間目標年度である2023年度の町民1人1日当たりごみ排出量を845.1グラムとし、2018年度の実績比で14.6%、144.8グラムという大きな削減目標を掲げた計画となっております。

また、この基本計画にも、2016年度の数値として、全国の類似自治体137自治体平均の896グラムに対して、三郷町は992グラムであり、96グラム、11%上回っていると述べられています。三郷町は、全国の類似自治体の中で、人口1人1日当たりごみ排出量がかなり多い自治体となっております。

策定から2年が経過しましたが、2019年度の実績は994.2グラム、2018年度に比べると、減ではなくて、反対に4.3グラム増となりました。2020年度昨年度は921.9グラム、2018年度実績比で68.0グラム減となりました。しかし、この数値は、コロナ禍での経済、社会活動の大幅な収縮が影響して大きく減になったのではないかと私は思っております。

2023年度の845.1グラムという目標値から見て、この2年間の実績値を町はどのように評価をしているのか。また、目標の達成値に向けて、今年度を含む3年間にどのような対策を考えているのかをお答えをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 久保議員の1問目の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年度の町民1人1日当たりのごみ排出量は989.9グラムであり、平成25年度に策定したごみ処理基本計画における中間目標となる平成30年度の目標値864.5グラムに対し、125.4グラムの削減不足という実績でございました。また、平成30年度に改定した基本計画における令和5年度の中間目標値である845.1グラムに対し、令和元年度実績は994.2グラム、達成率は85%で、前年度比でほぼ横ばいではありましたが、令和2年度実績は921.9グラム、達成率は91.7%と、目標に向かってごみの排出量は減少してきております。

また、もう一つの重要施策でありますごみの資源化につきましては、平成30年度が23.18%、令和元年度は23.79%と、県内でも高い水準で推移しており、令和2年度においては26.34%と、令和5年度の中間目標値26.6%に対して99%の達成率となっております。

これは、平成27年度から実施している資源となるごみの分別回収や剪定枝、刈り草、間伐材等の堆肥化やペレット化、また、信貴山地区をモデル地区として始めた生ごみを分解し液肥として活用する生ごみ資源化モデル事業を実践するなど、本町のSDGs未来都市計画における「ごみ資源化推進事業」を積極的に取り組んできた結果であると考えます。また、ごみの減量化を少しでも意識していただくために「ごみ減量ニュース」を年4回発行し、令和2年度からは、家庭系ごみの分別・リサイクルを促進するため、ごみ袋を透明及び半透明に指定化いたしました。さらには、ごみ減量化に対する自主的な取り組みを促進するため、生ごみ処理機を住民に貸与し、生ごみの削減量を検証する生ごみ処理機モニター事業の実施など、これら取り組みの成果が現れているものと考えております。

中でも、特にごみ袋の指定化の導入はごみ削減に大きな効果が実証されたので、今後さらなる徹底を図ってまいりたいと思います。

しかしながら、ごみ排出量の中間目標値をクリアするためには、1人当たりの排出量を約77グラム削減する必要があります。コロナ禍で事業系ごみがかなり減少しており、家庭におけるごみの分別も浸透してきているものの、事業系については、アフターコロナの際はその反動で増加することも予想され、77グラム削減はなかなか厳しい数字だと思われれます。

そのため、現在取り組んでいる施策を維持するだけでなく、もう一段階ギアを上げて進めていきながら、限られた予算の中で本町に必要な方策を十分検討し、

新たな事業展開につなげていければと考えております。

ごみの減量化は、SDGsの目標値である「つくる責任つかう責任」や「海の豊かさを守ろう」を達成するためにも必須の課題であると言えます。また、減量化には、住民、事業者、行政が一体となって取り組むことが不可欠で、今後も住民や事業者の意識高揚を図るとともに、ごみを減らし、使えるものは繰り返し使い、資源になるものは再利用する、いわゆる「3R」の取り組みを積極的に推進し、循環型社会の構築に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から答弁いただきました。資源化、それから住民への啓発等を含めて、町が努力をされている生ごみ処理機のモニタリング、それからごみを入れる袋の透明、半透明化等、努力をしていることは十分に承知しております。

問題は、ごみの排出量そのものです。町が策定しているこの基本計画でも、ごみの排出量総量をどうするかというのが一番基本かと思えます。2019年3月に策定したこの基本計画でも、排出抑制を最優先にしたごみの減量、資源化の促進ということが基本目標です。町は、この排出量の抑制を最優先にして、そのための重点施策として7つの事業を掲げております。先ほど部長からも答弁がありました。

まず、1つは生ごみ処理機モニター事業、これは既に実施をされております。2番目に透明、半透明のごみ袋の指定化、これも実施をされております。3番目に集団回収の拡充、これも実施をされております。4番目に事業系ごみの減量化・資源化の推進、これは清掃センターで事業系のごみの持ち込みに対して抜き打ち検査をやったりして努力をされているということも承知をしております。それから、5番目に小売業者に引取り義務が課せられていない廃家電の回収体制の構築、6番目に未利用間伐材エネルギー化事業、これも頑張っておられることは承知をしております。7番目に廃食用油の回収場所の拡充、これも実施しているかと思えます。以上、この7つの事業をごみの減量・資源化促進の重点施策だというふうにこの基本計画では掲げています。

今、この基本計画が掲げた中間年度までのちょうど真ん中の時期に当たっております。部長が答弁したもろもろの施策、それから今私が述べたこと等で、この計画で挙げられている2013年度の845.1グラムは達成可能ですか。率直

にお聞きします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 久保議員の再質問にお答えいたします。

ごみの減量化、排出の抑制ですが、やはり住民さん、それから事業所、ごみを出さない、減らすという意識、また資源化の意識、先ほども申し上げましたが、3Rの意識醸成が大切で、ごみを出さない、削減するには、住民皆様の協力は不可欠であり、我々行政も含めて、みんなで一緒にこの課題に取り組んでいかなければならないと思っております。

そういう観点から、いま一度住民に向けてしっかりと啓発、周知を行いまして、先ほども申し上げましたが、今取り組んでいる、久保議員からもご紹介ありました重点施策の事業を継続しながら、新たな事業を模索し、実現できればと考えておりますが、その目標値に向かって今思っているのは、やはり生ごみの取り扱いかなと思っております。

生ごみにつきましては、70～80%が水分であることから、水切りを徹底することで重量の約10%減らすことができると言われております。ちょっとした家庭での生ごみの水切りが減量化に直結するのではないかと。また、水分を切っただくことで焼却時間の短縮、燃料費の削減ができるなど、CO₂の排出抑制にもつながってまいります。

生ごみの水切りもそうでございますが、生ごみを出さない工夫というのも大切だと思っております。そういった意味でも、例えば生ごみ処理機の購入の奨励金の拡充ということも今後検討してもいいのではないかと思いますし、食品ロスの削減する取り組みというのも今後推進できればと思います。

それから、現在、生ごみ処理機をモニターで貸与している事業がありますので、その事業も引き続き、まだ貸与台数が残っていますので、全部貸与できるようにしっかりと住民さんにも周知してまいりたいと思います。

繰り返しになりますが、限られた予算の中で、他の自治体の取り組みも参考にしながら、基本計画の目標値を達成できるように、皆様の協力をいただける、それから継続できるような取り組みを検討できればと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から、今、答弁いただきましたけれども、生ごみの取り扱いの問題、それから食品ロス等々、これだという切り札の対策はなかなか難

しいだろうと思っています。ただども、今までの実績、やってきたことを踏まえて、この2023年度845.1グラムという目標値の達成に向けて、既に計画は今3年目に入っているわけですが、この実績等々もよく分析をして、いま一度実施している施策の点検をしっかりとやる。そして、先ほど部長も言っていた生ごみの取り扱い問題等という新しい施策の追加の検討も、私もぜひとも必要だと思っています。でなければ、この2023年度845.1グラムはなかなか達成できないと思っております。

先ほども申しあげましたけども、全国の類似自治体137自治体の中で、三郷町は平均からかなり高い。計画では偏差値ということで出しているかと思うんですけども、50が平均なわけですが、それに対して約40、10ポイント低いわけです。偏差値では10%というのは非常に大きい数値かと思えます。

今度の計画で掲げている845.1グラムということ達成して、全国の類似自治体と肩を並べるような自治体になることを要望いたしまして、質問を終わります。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） ふれあい交流センターや人権施策課での労働環境の正常化をということで質問いたします。

人権施策課は、この4月から職場が役場本庁からふれあい交流センターに変わりました。ところが、7月に課員2名がメンタル不調を理由に、数週間の長期の病気休暇を取るという事態になりました。私は、昨年3月議会、6月議会の総務建設常任委員会で、ふれあい交流センターや人権施策課に関連して、勤務する職員がこれまでにメンタル不調で長期の病気休暇を取ったり、途中で異動となったり、さらには中途退職したりするケースがあり、この職場にハラスメントがあるのが原因と思われるので、町は調査し、対策を講じるべきだと指摘をいたしました。私のこの指摘に対して、町の答弁は、データの・数字的に見て、ふれあい交流センター、人権施策課に特出すべきところはないと考えているというものでありました。

ところが、1年たって、また同じような事態が起きました。労働安全衛生法は、ハラスメントについて解決の責任は事業所にあり、労働者の安全に配慮するのは事業主の義務、取り組みの最終責任は事業主にある、このようにしております。

今回、またふれあい交流センター及び人権施策課に関連して、私が懸念し、そ

して指摘していた事態が起きましたけども、町は、今回起きたこの事態に対しても、まだ、データの・数字的に見て、ふれあい交流センター、人権施策課の労働環境に特出すべきところはないという認識なのか。それとも、その認識を改め、何らかの対処を講じる必要があると考えているのかお答えを。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘の部署において、7月中に2名の職員が病気休暇を取得した経緯はありましたが、その病名等につきましては、職員個人のプライバシーの問題もあることから、この場において言及することは差し控えさせていただきます。

昨年の3月及び6月議会の総務建設常任委員会において、議員より、特定の部署でのメンタル不調が多いのではないかと質疑があった経緯に対しましては、現在も、データの・統計的に見まして特出すべきところはないと考えております。

また、一事業所としての対応といたしましては、様々な部署で起こり得る職員間の行き違いや個々のメンタル不調等にこれまでも丁寧に対応してきており、労働環境の改善にも取り組んできたところであります。

議員よりご指摘の今回の人権施策課の件につきましても、既に関係職員で面談、協議し、これまでの意思のそご解消も含め、職場環境の改善を行うなど、事業所として適切に対応しているところでございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から答弁がありました。依然として、ふれあい交流センター、人権施策課における職員のメンタル不調、退職、あるいは年度中の異動等々は、役場のほかの部署を含めて全体的にあることであって、特出すことではないというこれまでと同じような回答でした。

私が問題にしているのは、ふれあい交流センター、人権施策課、あの場所によく起きているんじゃないかということの問題にしているんです。確かに、職員の皆さんがメンタル不調で長期休暇を取ったりするケースはいろいろなところで起きております。けども、ふれあい交流センター、人権施策課をめぐっては、この部署で特に起こっているのではないかということ指摘している点をご理解賜りたいと思います。

お聞きします。今年の3月、ふれあい交流センターの施設長が定年退職になりました。それから、昨年度、ふれあい交流センターに配属されていた職員が、昨

年の4月の定期人事異動で配置されていた職員が、メンタル不調で途中で本庁舎の人権施策課に異動となる事態がありましたね。

それらのことも踏まえての対処かと思いますが、町は、今年の4月から、人権施策課、本庁舎の3階にあったわけですが、それをふれあい交流センターに移しました。ところが、移して数か月たった7月に、課員2名がメンタル不調となって長期休暇の届を出すという事態になりました。それを受けて、8月には、今度は人権施策課をふれあい交流センターから本庁舎に戻しました、つい先日。

このことは、町は、ふれあい交流センターの労働環境に特出すべき問題点があると認識しているからではないかと思うんですけども、いかがですか。それとも、そんなこと違いますよ、関係ないですよということですか。

人権施策課をふれあい交流センターに移す、またそれを本庁舎に移すということをやられたことについて、お考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、久保議員がおっしゃられた内容で場所を戻したということで、その場所が何かあるのではないかというお話でございます。これはあくまでも職員間の問題でございまして、修復できるように対処はしているところでございます。そして、何度も申し上げておりますが、どの部署でも確かにいろいろな問題、様々な問題で多かれ少なかれこじれていくことはございます。

今回の件につきましては、かなりこじれた問題ではあったのかなと思いましたが、放置したわけではございません。そしてまた、場所を動かしたということも対処の一つでありまして、そしてまた個々に話を聞かせていただいて、それぞれ様々な問題あるところをその解決に向けていった結果、場所を移動ということで対処することが望ましいのではないかとということで、今回はその対処をしたわけでありまして、特出すべき点はないというのは今も変わりはないところです。

ほかの部署でも、いろいろな問題がありました。そのときも2人、3人が課で休んだということもありましたが、全庁体制でその課を何とか助けようということで応援部隊を送り込んで対処したこともございます。

今回も、応援部隊というのは総務部全体で助けていっているわけなんです、場所を替えたというのは、環境を変えて対処していくことが今回の一番の要点かと思ったのでさせていただいたわけでありまして、今もまだ特出したところでそ

こだけがというふうには思っておりません。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） あくまでも、ふれあい交流センター、人権施策課の職場では特別問題はないんだという答弁であります。

問題があったから本庁舎からふれあい交流センターに移した。ふれあい交流センターの施設長が定年退職になられた、あとの施設長をどうするかという問題があったんじゃないですか。それに対する対応として、本庁舎にあった人権施策課そのものをふれあい交流センターに持っていく、要するに集団で行ってやろうということがあったんじゃないですか。

ところが、駄目だった。管理職含めて、課員2人が同時期にメンタル不調になっちゃった。これはあかんということで、このままふれあい交流センターに人権施策課を置いておいたらあかんやろということでこっちに戻した、というふうに私は解釈をしております。したがって、ふれあい交流センター、人権施策課の職場には、ほかの町の部署とは違った問題があると思っております。

いずれにしろ、先ほど申し上げましたけれども、労働者の安全衛生法は、ハラスメントについて解決の責任は事業所にあり、労働者の安全に配慮するのは事業主の義務、取り組みの最終責任は事業主にある、このようにしております。

ふれあい交流センターや人権施策課でこれ以上職員がハラスメントでメンタル不調に陥ることがないように、職員の労働と職場へのモチベーションが高まるよう、町は直ちに対策を講じるべきだということを強く厳しく求めて、質問を終わります。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） セルフ・ネグレクトということについて一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。

今、セルフ・ネグレクトに陥る人が増えています。セルフ・ネグレクトとは、自身の生活環境が悪化しているのに、それを改善しようとする気力を失い、周囲に助けを求めない状態をセルフ・ネグレクトといいます。セルフは自分自身、ネグレクトは世話の放棄、自分自身の世話の放棄という意味です。

セルフ・ネグレクトについては、内閣府が2011年に高齢者を対象に調査を

行い、国内に推計1万2,000人がセルフ・ネグレクトの状態であると報告がありました。この調査研究の委員長を務めた、現在東邦大学の教授岸 恵美子さんは、昨年2020年11月22日のTBSテレビ番組の報道特集で、この2011年に行われた調査での推計1万2,000人という数字は、氷山の一角で、セルフ・ネグレクトに陥る実際の人の数はもっと多いです。最近では、働き盛りの若い人にも広がっていると話されています。

孤独死や孤立死に直結するセルフ・ネグレクトについて、町はどのように認識されていますか。また、セルフ・ネグレクトの対策は何かお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。よろしく願いします。それでは、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年、少子高齢化や核家族の進行、人口減少、個人の価値観の多様化により、地域住民のつながりの希薄化など、時代とともに地域や家族を取り巻く環境は大きく変化しております。また、長引くコロナ禍での感染に関する不安やストレスは、心理面においても多大な影響が生じております。

議員がおっしゃいますように、セルフ・ネグレクトとは、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ることであり、自己放任の状態を言います。

セルフ・ネグレクトの状態になる原因は、認知症やうつ病、精神疾患、内科的疾患、貧困、社会からの孤立など様々であり、原因が分からない方もおられます。

また、セルフ・ネグレクトは、高齢者や高齢者世帯に限らず、コロナ禍で人と人との接触が制限され、外出の機会が減るなど、きっかけさえあれば、若者でもセルフ・ネグレクトに陥ってしまい、社会問題となっております。

セルフ・ネグレクトは、孤立死につながる可能性も高いため、生命や健康に関わる状態であれば、他者が介入して支援する必要があります。しかしながら、セルフ・ネグレクトの状態にある方は、自分自身はその状態にあることを自覚していないことが多く、また自ら支援を求めることがないため、把握することが難しい状況にあります。

セルフ・ネグレクトにつながる健康問題や孤立死等を未然に防ぐためには、早期発見と予防的介入が必要であり、行政と地域、関係機関との連携が重要だと考えております。

また、セルフ・ネグレクトは、自力での対処は難しく、心理的、物理的の両面からサポートが必要であり、生活環境を変える必要もあることから、町全体の取り組みとして対応しなければならないと考えております。

本町では、地域の互助の力を生かした見守りや高齢者の通いの場などがあり、地域での見守りがされておりますが、今後、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指し、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な重層的支援体制整備事業を構築し、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施し、アウトリーチを通じた積極的な介入支援を行い、セルフ・ネグレクトに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 3つの支援とアウトリーチということで、ありがとうございます。

ここで、セルフ・ネグレクトについてももう少し知っていただきたく、日本全国の事例を少し述べさせていただき、そして質問に移らせていただきたいと思います。

家族の一員として行政の支援を拒むセルフ・ネグレクトが存在するために、痛ましい事件に発展するケースがあとを絶たないとのことで、2016年11月に岐阜市の住宅街で70代の夫婦と43歳の長男が遺体で見つかったそうです。遺体の状態から、夫婦は死後2か月が経過しており、長男は死後1週間ほどで、長男の死因は餓死だったそうです。一家は、長男が幼いときはご近所との交流もあったそうですが、長男が成人してから、職に就かず、引きこもるようになってから家族の様子も変わったようです。

地域包括支援センターも、一家のところへ訪問し、行政の支援を求めるよう言っても受け入れなかったそうです。長男によるご近所でのトラブルがあり、地元警察から岐阜市に連絡もあり、地域包括支援センターの職員が2か月で3回訪問したそうですが、そのたびに父親が出てきて、「特に困っていることはない」と支援の申出を拒否されていたそうです。

遺体で見つかる少し前には、ご近所の女性が、母親が道でうずくまっているところに声をかけたら、倒れていたそうで、近くに座れる階段のところへ連れて行ったところで父親が出てきて、母親に向かって「てめえ、何やってるんだ」と怒

鳴って、母親はその女性にしがみついておびえたことがあったそうです。

結局、最後は市職員の訪問で3人の遺体が発見されることになりましたが、父親が支援を拒むセルフ・ネグレクト家庭だったそうです。

この事件の最後に分かったのが、母親と息子が市役所の生活困窮者の窓口で事件の1年ほど前に相談していたという記録があったそうで、福祉部の部署では母親と息子さんとの接触が取れなかったが、別の行政の部署では接触できていたとのことで、もう一つ別の手が打てたのではないかと悔いる気持ちになったと、福祉部署の職員は話されていました。

岐阜市では、この事件をきっかけに、1か月に一度、高齢者や障がい者、生活困窮者を支援する50か所以上の団体の代表が集まり連携を図る会議を開いているそうです。テレビ取材の日の会議は、セルフ・ネグレクト家庭への介入を学ぶことを目的として開かれていました。

独り暮らしが増え続ける現在、孤独死は誰しものが当事者となり得ます。特に地域の見守りなどが充実している高齢者と違い、現役世代のセルフ・ネグレクトや社会的孤立は見過ごされやすいケースが増えています。

現役世代の孤独死の特徴として、彼らは、生前、長期間家に引きこもっていたというケースばかりではありません。現役で働いていたり、少なくとも数年前までは勤めていた形跡があったり、かつては社会と関わりを持っていた形跡があることが多いそうです。そして、ふとしたきっかけでつまずき、孤独死されてしまいます。

例えばノンフィクション作家菅野久美子さんが特殊清掃員に取材されたケースでは、2019年2月に、横浜市にある2DKの分譲マンションの一室で40代の女性が死後1か月经過している状態で発見されました。死因は急性心筋梗塞でしたが、冷蔵庫の中は空っぽで、大量のカップラーメンが段ボールに入っており、一部は残り汁がそのままに机の上に放置されていたそうです。女性の仕事は、自営業のノマドワーカーで、在宅でのネット販売の仕事でした。

居間には仕事用のネット販売の顧客リストや郵送用の販促物など山のように積んであり、その周囲には異様な数のブランド物の洋服やバッグ、キャリーバッグなどで埋め尽くされていて、いわゆる物屋敷、女性は買物依存症に陥っていたようです。

女性の仕事の業績は順調だったらしく、通帳の預金残高も1,000万円近くあり、金銭的には不自由した様子はありませんでした。しかし、仕事以外の人と

のつながりを示すものは何一つ見つからず、男性関係を示すものはおろか、友人や親族など人間関係を完全に遮断されていた状態で、社会との接点は仕事だけ。もちろんこのような状態の部屋に人を招き入れることはなかったそうです。

女性は、いわゆるワーカーホリック、日本語に訳しますと仕事中毒に陥っていて、自身の生活環境の悪化、偏った食生活や不衛生な部屋の状態が女性の寿命を縮めてしまったのだろう。しかし、このようなセルフ・ネグレクトでの孤独死の現場に日々取材で向き合う私自身も含めて、仕事に没頭するあまり、このような状態へ陥ってしまうことはあり得ることだと、菅野久美子さんはおっしゃっていました。

自身がセルフ・ネグレクトに気づき、自ら清掃業者に依頼してこられるケースも多いそうで、東京の「まごのて」という清掃業者への取材では、多いときで1週間に20件以上の部屋の片づけの依頼が来るそうです。7割が女性で、大学生から、上は50代から60代手前の方が一番多いそうです。

この取材に協力された依頼者は、39歳の男性でした。東京の賃貸アパートに10年住んでいて、最初の5年間は普通に自炊して、休みの日には掃除をして暮らしていたそうです。仕事は派遣で、主に工場、倉庫の仕事が多いそうです。取材の日は、清掃作業員5人が5時間かけてワンルームの部屋から3トンのごみを撤去されました。

普通の人が普通に生活されていたのに、なぜセルフ・ネグレクトになってしまったのかというと、5年前から派遣社員として工場で週7日働くようになったそうです。男性は現場の忙しさと仕事を優先して、自分も仕事で稼ぎたくて、帰ってきたらくたくたで、特に夏の工場の仕事は現場にエアコンなどなく、仕事の帰りに立ち寄るコンビニでペットボトルとお弁当を買って帰るだけ。最初にごみとして家にたまり始めたのは、ペットボトルでした。

ペットボトルのごみ捨ての日は2週間に1回だったから、まとめて捨てようと思っていました。しかし、まとめてというのが何年もたまってしまった。そのうち片づける気も起きなくなり、家の中のごみの量が増えるにつれて、冷蔵庫のドアが開かなくなり使えなくなったり、リモコンや爪切りなど何個もなくしては買っていました。端から見たら考えられないだろうけれども、いつの間にかこんな暮らしが続いていたと言っていました。

少し前の日本と違い、今の日本の社会では、ペットボトルやプラスチックの弁当箱など大量生産・大量廃棄の社会です。簡単に物が手に入り、少しの油断が、

ごみとして捨てられず、物で家の中があふれてしまいます。その理由の一つが、安定しない、不安定な仕事が増える社会であり、この社会が将来の保障の少ない若者に「稼げる間に稼がなければならない」というプレッシャーを与え、知らず知らずにセルフ・ネグレクトになる構図ができています。今の日本社会が、私たちを取り巻く環境が、どうしてもなくセルフ・ネグレクトを生み出しています。

そんな現在、東京では、民間団体ですが、新しい安否確認サービスが始まっています。NPO法人エンリッチとありますが、スマートフォンのLINEで利用者は毎日、代表者の紺野 功さんからのメッセージを自由に受け取れて、自分が無事であればオーケーボタンを押すだけ、オーケーのない人は紺野さんが利用者の登録している先に連絡するという仕組みです。これはあくまでも働き盛りの人を対象に行っているサービスで、昨年3月のコロナ感染がきっかけで加入者が増大したそうです。このLINEサービスを紺野さんが立ち上げたきっかけは、独り暮らしをされていた弟さんが、51歳の若さで家の中で低体温症で亡くなってしまったことでした。仕事関係のもので埋め尽くされた家の状態から、セルフ・ネグレクトだったと分かったそうです。

増加するセルフ・ネグレクト、コロナによる人との関わりの変化がさらに問題を難しくしています。三郷町内でも、2018年7月末に、62歳の方が家の中で新聞紙に埋まった状態で亡くなられていました。ご生前中から、ご近所の方々や町の職員の方も訪問していましたが、ご本人さんの状態が、私も訪問させていただきましたが、今から思うとセルフ・ネグレクトだったと思うのです。当時は、セルフ・ネグレクトという言葉すら私も知りませんでした。私自身、本当にもっと関わればよかったなと思います。

セルフ・ネグレクト対策は、災害対策と同じだと思います。セルフ・ネグレクトは、本人が気づきにくいので、セルフ・ネグレクトとは何かということを知り、自分はその予備軍に該当しないかセルフチェックが必要です。そのためには、広く知っていただかなければなりません。本当にこれは災害対策と同じだと、私は思うんです。

今、三郷町でも重層的支援窓口ができていますが、町民の方々に聞くと、知らない方や利用の仕方が分からない人がほとんどです。コロナ感染のこともあって、子ども食堂もなかなか開けない状態ですが、子ども食堂の目的は違いますが、セルフ・ネグレクトの方の話聞くきっかけづくりにも子ども食堂へ気軽に誘えるように、こういった制度もしっかり将来使えるようになればいいなと思います。

述べてきましたように、セルフ・ネグレクトは一パターンで陥る病ではなく、何パターンも、もしくは何十パターンもあると思います。大量生産で使い捨ての大量廃棄社会、そして若者の不安定な仕事、将来の保障のなさ、そして、今、コロナ感染が拍車をかけてセルフ・ネグレクトを生み出しています。

岐阜市の取り組みや東京で行われているサービスなどはあくまで参考にさせていただくということで、今後しっかり考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、南議員の再質問にお答えさせていただきます。

大変ショッキングな事例もありましたが、いろいろと参考となる事例をご紹介いただきまして、ありがとうございます。

議員がおっしゃいますように、セルフ・ネグレクトの問題は、セルフ・ネグレクトの方への支援はもちろんのことですが、そこに至るまでの段階で支援をしなければならぬと考えております。

また、本人が関与を望まない場合もあります。その場合には、ご本人が自由に生きる権利を尊重しつつ、セルフ・ネグレクトへの原因、病気、性格等を考慮しながら、その人に見合った見守りや支援体制を築いていく必要があると考えております。今すぐにこれで解決できるという方法はなかなか見つかりませんが、本人との信頼関係を構築していくための方法を粘り強く探っていく必要があると考えており、民生委員や関係機関、また住民の方も含めて連携しながら、アプローチの方法や対応を協議し、早期発見のための情報共有をし、支援に当たってまいりたいと考えております。

また、セルフ・ネグレクトについてご存知ない方がたくさんいらっしゃるということですが、その周知については、セルフチェックの必要性等を例えば包括支援センターのほうで講演会を設けるなど、セルフ・ネグレクトの予備軍になる可能性が誰にでも起こり得る状況であるとの周知を行っていきたいと考えております。

先ほども申しましたが、本年度より社協を窓口とした重層的支援体制の整備を構築しているところでございます。南議員からもご指摘ありましたが、あまり知られていないということですので、それにつきましてはしっかりと周知をして、まさにSDGsの理念であります「誰一人取り残さない」社会の実現に

向けて、全庁横断的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 3番、南真紀議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開3時。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時58分

議長（高岡 進） 休憩を解き再開します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、公共施設のWi-Fi接続環境の整備をということに質問をいたします。

いろいろと調べて、どのぐらいの自治体が接続をしているのかということ調べてたんですけども、なかなか新しいというのが見つからなくて、少し古い資料になりますが、総務省の2015年の1月から2月に行った調査のまとめによりますと、パソコンやタブレット等の普及により、Wi-Fiを設置していたのは全国の自治体で約39.7%でした。自治体区分別によりますと、特別区、政令市は61.5%であるのに対し、その他の市では44.8%、町村では33.6%となっており、自治体の規模が大きいほどWi-Fi整備は進んでいます。これは今も同じ傾向だと思います。

そういった状態から、その後、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、IT機器を使ったウェブ会議等の利用が急速に広まってきています。今まではたくさんの方が一堂に集まって開催をしていた大きな大会やイベント、そういったものが、なるべく密を避けるということもありまして、オンライン配信などで行われるものが増えてきたということが一つあると思います。例えば今年の原水爆禁止世界大会は、現地参加とオンライン配信で行われました。自宅あるいは会館などに何人か集まって、オンラインで参加するというやり方です。

例えば三郷の文化センターにWi-Fiの整備が整っていれば、文化センターの部屋を借りてウェブ会議ができます。そうすれば、その場所まで行けない人も参加できるので、公共施設にWi-Fiを設置してほしいという声が若い人から寄せられております。スカイプやZoomなどを活用すれば、遠隔地とオンラインでつないでの講座や学習会などの実施、ユーチューブなど動画サイトでの動画資料を活用した英会話の練習とか囲碁、将棋の対局指導、あるいは体操や手芸、料理教室、こういったことなども考えられます。隣の平群町では、本庁舎、総合

文化会館、プリズム、かしのき荘、道の駅、総合スポーツセンターで、Z o o m 会議などW i - F i の利用が自由にできます。

三郷町でも、ぜひ公共施設にW i - F i の接続環境の整備をすべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

自治体がW i - F i 整備を進める主な目的として、次の3つが想定されます。

まず、1つ目は、観光振興として、訪日外国人や観光客を誘引し、町の回遊性を促進することで地域の活性化を図る。2つ目は、防災対策として、避難所等の防災拠点にW i - F i を整備し、災害時の通信手段に活用することで避難者の安心・安全を確保する。そして3つ目は、各種申請・窓口業務への活用による行政事務の効率化とインターネットアクセスの提供による住民サービスの向上を図る。これら3つの目的が考えられます。

議員のご質問にあります平群町では、設置先が全て避難所に位置づけられた施設であり、避難所の環境整備を目的に設置し、平時には住民の方々が自由に利用できるものとされております。

三郷町におきましては、観光客の周遊の拠金となるJ R 三郷駅前や信貴山下駅前、また観光スポットである信貴山のどか村や龍田大社等、計7か所の観光W i - F i を整備し、観光客の方々にご利用いただいております。

また、防災対策として、町内の小中学校では、平時は教育I C Tのネットワーク回線として活用し、災害時には避難所となる体育館でW i - F i の利用ができるよう整備しております。

さらに、テレワークの推進として、I C Tの拠点施設である奈良サテライトオフィス35でもW i - F i の整備を行っており、利用者が自由に使い、会議室やコワーキングスペースを利用したウェブ会議を実施していただくことも可能となっております。また、奈良学園大学三郷キャンパス跡地に整備を予定している新サテライトオフィスでも同様に地域B W Aを活用したW i - F i 整備を行いますので、ウェブ会議を実施されたい場合は、これらの施設を利用いただければと考えております。

また、その他の公共施設におけるW i - F i 環境につきましても、整備の目的や必要性を考慮した上で、今後検討してまいりたいと考えているところでござい

ます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） W i - F i の整備をされているところの自治体の目的は、今、部長がおっしゃったようなことだと思いますけれども、今、密を避けるということもありまして、ウェブ会議なんかが本当に普及してきています。

平群町も、元は町民のためというのではなくて、どうせついでんねんやから平時のときは使ってくださいということなんだと思いますけれども、意外とそういうのを利用してやりたいという声が多いんですね。だから、例えば有料でもいいのでやっていただけたらなと思います。

ルーターの貸し出しをやっている自治体もあります。有料でもいいので、何かそういう環境づくりを考えていただいたらありがたいなと思っています。いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在、神崎議員のほうから提案いただきました。その中で、公共施設への W i - F i の環境というのは、もちろんあるにこしたことはないと考えております。そしてまた、通信インフラということで、無料はどうかということもありまして、今、有料でというようなお話です。

今現在、地域 B W A の W i - F i ルーターをお試しで貸し出している部分、若干ではございますが、あります。そういったところで、今後、地域 B W A を活用してレンタルのルーターを貸し出していくということは十分可能でありまして、その辺りは考えているところでもございます。必要性であったり、利用料金等を勘案した中で、今後、仕組みづくりをして検討してまいりたいと。そして、多くの住民の方々の利便性の向上につなげていければと考えております。

多分今おっしゃっているのは文化会館であったり図書館、そういったところに貸し出せたらいいんじゃないかなというのは、町としても考えているところでございます。今後とも、B W A を活用して積極的に進めてまいりたいというところでございます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問が終了しました。続きまして、2 問目の質問に移ります。1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、2 問目の質問に移ります。三郷町では盛り土に

よる土石流災害の危険はないかということです。

7月3日に発生した熱海市の土石流災害は、7月22日現在、死者・行方不明27人、住宅被害131棟の大惨事となりました。被害を甚大にした要因として、不適切な工法による規則を超えた量の盛り土が指摘されています。熱海での災害を受け、国土交通省は、宅地以外の造成地も含めた盛り土の全国調査を行うと発表しました。

奈良県は、8月5日から熱海市に類似する林地開発造成地12市町村の39か所について緊急調査を始めました。三郷町には、この調査対象に含まれているところはありますか。

それから、奈良県は2015年度に宅地の大規模盛土造成地マップを公表し、第2次スクリーニングを行うとしていました。県内には561か所あり、そのうち三郷町に29か所あるとされています。6年たちましたが、スクリーニングは実施をされたのかどうか、お答えください。

また、治水のために行っている大和川のしゅんせつ工事が出る土砂をのどか村内の谷に埋め、広域防災拠点にするという計画がありますけれども、これによって土砂災害の危険はないのか。

この3点についてお答えをお願いします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） それでは、神崎議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

令和3年7月3日午前10時半頃、梅雨前線による大雨の影響で静岡県熱海市伊豆山の逢初川において大規模な土石流が発生し、被害棟数131棟、死者・行方不明者27名という甚大な土砂災害が発生いたしました。テレビや新聞などで連日被災状況が報道され、土石流の起点にあった不適切な盛り土が、今回の土石流の大きな原因ではないかと言われております。

今回の災害を受け、奈良県では、熱海市伊豆山と類似の盛り土を伴う造成地を緊急点検するとの発表がありました。対象箇所は奈良県で全39か所あり、三郷町は幸い対象箇所がございませんでした。この緊急点検は、39か所の現地調査を完了し、現在調査結果の分析中で、それが終わり次第公表されるとのことであります。

また、大規模盛土造成地の安全対策について、これまでの取り組みとして、平成27年に奈良県の大規模盛土造成マップが作成・公表されました。それにより

ますと、県内に大規模盛土造成地に該当する箇所は561か所あり、そのうち三郷町に29か所ございます。その後、561か所の過去と現在の航空写真を比較するなどの造成年代調査が進められ、昨年度に完了いたしました。

今後のスケジュールとしましては、令和4年度に第2次スクリーニング計画を策定するため、現地踏査及び優先度調査を行い、令和5年度以降に地盤調査など詳細調査を実施する計画となっております。第2次スクリーニングの調査結果に基づき、危険な盛り土と判断された場合は、直ちに対策工事を検討いたします。

しかしながら、これらの対策工事には多大な費用が見込まれることから、引き続き国や県と連携を密にするとともに、技術支援や財政支援などを求めてまいりたいと考えております。

町民の生命、財産を守ることが最優先であり、SDGsの「住み続けられるまちづくりを」のゴールに向けて、本町の防災・減災、そしてレジリエンスなまちづくりを強力に推し進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、大和川のしゅんせつ工事で排出される土砂を活用するのどか村の盛土造成につきましては、土砂崩れの要因となる排水や土留めなど十分に安全性を検証した上で、国が作成する基本設計を基に、必要な対策を行い実施いたしますので、ご安心いただきたいと思います。

なお、先ほど町長からも答弁ありましたように、のどか村の盛土造成により広域の避難所を整備する計画としておりますが、改めて地震ハザードマップを見ますと、生駒断層帯地震で震度6強と分布されている地域において、建物倒壊等の影響が少なく、安全に大勢の方が一堂に避難できるグラウンド的な場所はこの場所しかないということ。また、のどか村内で1か所土石流警戒区域がございりますが、今回の造成により地形が変わることから、これらも解消できるというメリットがあることをご理解賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 奈良県が8月5日に12市町村39か所について緊急調査をしました。これは三郷町には該当するところがないということでした。

第2次スクリーニングの話ですけれども、これは三郷町に29か所あるわけですので、2015年からそういうことをやるという計画だったのになかなか進んでいないということで、三郷町内に29か所あるので、その調査もしっかり進め

ていただいて、もし何かがあったときに対処できるように、ここはやってほしいなと思います。

それから、新しいのどか村のほうを広域防災拠点にするというほうは、ご安心くださいということなので、それが逆にいいようになるということなので安心したいと思いますけれども、最近本当に気候変動によって、経験したことがない大雨あるいは猛暑などが深刻になっております。今年も大雨特別警報とか緊急安全確保の指示が頻繁に出され、洪水や土石流が起こって、多数の死者や行方不明者、大きな被害がもたらされています。

何十年に一度と言われる豪雨が、毎年のように発生している状況です。今まで長いこと何もなかったからといって、決して安心できるという状態ではないので、災害が起こる前にやるべきことをしっかりやっていただくように、ここで対策の必要なときは対策を講じていただきますようお願いをして、質問は終わります。答弁は結構です。

議長（高岡 進） 1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、8番、澤 美穂議員。一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂）（登壇） 私が折り返しになってまいりますので、皆さんお疲れだと思いますが、どうぞお付き合いくださいませ。

それでは、議長のお許しをいただきまして、第1問目、子どもや高齢者の見守りビーコンの導入についてをご質問させていただきます。

三郷町スマートシティ構想の中で、三郷町の問題解決に向け求められる課題の一例として、ひとり暮らしの高齢者の見守り、登下校時等の子どもの見守りが挙げられています。

前回の議会で、AI顔認証システムを使った高齢者や子どもの見守りが可能になると説明を受けましたが、徘徊される高齢者が顔を上げて胸を張って歩いているとは限りませんし、子どもに関しては、連れ去られた場合、顔の認証はできないのかなと思っていたんですが、昨日、ちょうどホームページで公表されました。三郷町が、「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」の実現に向け、ローカル5G等を活用し地域の課題解決を図るため、総務省の令和3年度課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証に関わる実証事業に「三郷町スマートシティ実証コンソーシアム」として応募し、応募件数74件中、採択件数26件の中に見事入られました。町長をはじめ、関係部署の職員さんのおかげでございます。本当にありがとうございます。

ローカル 5 G を用いたスマートシティにおける移動体搭載カメラ・A I 画像認証による見守りの高度化の具現化と課題解決に向けた検証・評価を実施し、I C T を活用した高齢者や児童の見守りによる安心・安全なまちづくりを目指すとありますが、こちらがその資料です。こちらは三郷町ホームページでご覧いただけます。

こちらの資料によりますと、車椅子の利用者が困っている場面を自動で検知したり、転倒検知もできるとのこと。この中には路線バスの自動運転化も入っていて、あらゆる課題の解決に向けてこれからはとても楽しみだなど思っております。

A I 顔認証は、オーストラリアではコアラの顔認証にも使われていると聞いていますが、マスク生活を続けていても認証できるものでしょうか。安心にこしたことはないので、ビーコンとの両立はいかがでしょうか。

現在、両小学校合わせても新 1 年生は 2 0 0 人に満たない人数だと思しますので、入学時にビーコンを貸与してはいかがでしょうか。初期費用と 1 年間の経費を三郷町が負担し、2 年生進級時に継続するかしないかを保護者に判断いただくのです。小学校では、1 年生の入学式後の 2 日間を除き、1 年生と 2 年生が一緒に下校することになっているので、1 年生がビーコンをつけていると、必然的に 2 年生も守られることとなります。

また、靴に装着可能なビーコンもありますので、高齢者がいつも履く靴につけておけば、徘徊された場合も居場所を特定することが可能です。徘徊も長時間になると命に関わる深刻な問題となっています。

子どもと高齢者の命を守るビーコンの導入のお考えはありますか、お聞かせください。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、澤議員の 1 問目のご質問にお答えさせていただきます。

I C T をはじめとする先進的技術の活用により、地域の機能やサービスを効率化・高度化し、地域課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する、いわゆる「スマートシティ」の実現に向けて、本町においては、地域 B W A 制度を活用した自営ネットワーク網を町内全域に構築し、I C T ・ I o T 技術を活用したまちづくりの基本計画となる「三郷町スマートシティ構想」を令和 2 年 3 月に策定いたしました。

議員おっしゃるよう、本構想において、本町の問題解決に向け求められている

課題の一つに「登校時等の子どもの見守り」を挙げており、これまでも地域防犯組織の活動や通学路における子ども見守り活動など、地域が中心となって対策を行ってきたところでございます。

しかしながら、人による見守り活動には時間的な制約もあり、加えて、主要な通学路以外の人目のつきにくい場所に対する対策は不十分であることから、町内全域に対応する防犯対策が求められております。

現在、本構想に基づき、登下校時の見守り及び高齢者の行方不明捜索が行えるよう、街頭の防犯カメラ等を活用した顔認証システム等を検討しているところであります。

また、本構想に基づき、具体的な施策、事業を展開していくためのアクションプランとして、令和3年3月に策定しました「三郷町スマートシティ基本計画」において、子どもや高齢者がビーコン発信機を携帯し、住宅等に設置した受信機や専用のアプリを入れたスマートフォンなどの端末の近くを通過すると位置情報が確認できるシステムの構築についても、併せて検討しているところでございます。

加えて、防犯カメラの映像から、AI顔認証により、あらかじめ登録された子どもや高齢者等を自動で検出する見守り支援システムの実証実験を奈良学園大学跡地で実施する予定でございます。

新1年生にビーコンを貸与するという議員のご提案ですが、本町では、地域BWAを活用し、今後の見守りにふさわしい機器や方法を十分に検討してまいりたいと考えておりますので、それまでは現状と同じく、地域住民の方々等による見守りをお願いしたいところでございます。

一方、高齢者へのビーコンへの貸与ですが、介護認定が要介護2以上の方に対しての介護保険の福祉用具貸与事業では、「イツモ」というGPS端末の貸与があり、シルバーカー、かばん、つえ、服装など様々な箇所に取付け可能でございます。また、介護認定をお持ちの方であれば、要介護2より介護度が低い方であっても特例で貸与できることになっておりますので、ケアマネジャーに相談していただき、対応してまいりたいと考えております。

今後とも、犯罪の抑制、不審者や行方不明者の早期発見など、誰もが安心して暮らせる環境を整備するため、運用を含め、よりよい仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございます。高齢者の方については、介護認定がある方についてはケアマネジャーにご相談ということで、該当の方にはそのようなサービスがあるということをお伝えさせていただきたいと思います。

「子どもができたなら田原本、暮らしを楽しむ田原本、年をとっても田原本」を目指してということで、田原本町の運営の基本方針として、通学路等における児童の犯罪被害防止、安全確保のための対策として、新たにICTを活用した児童見守りサービスを昨年からは開始されています。田原本小学校新1年生にGPSとビーコン一体型端末を携帯してもらい、小学校の下駄箱通過時に保護者へのメール、またはLINEにより通過時刻を通知し、GPS活用により児童の位置情報確認、移動履歴確認を行えるようにして、児童の登下校情報を保護者に提供しておられます。

ビーコンの導入を質問しようと思った当初、箕面市、池田市、伊丹市などの大都市の取り組みばかりがヒットして、人口の規模も違うし、町レベルでは無理かなと思っていたのですが、田原本町でも導入されていることを知りました。

三郷町は高齢化率が高く、人口の増加を目指すならば、これからは子どもを持つであろう若い夫婦に転入して来てもらうのが一番手っ取り早いと思います。共働きの夫婦にとっての住みやすいまちとは、子どもを産み育てることができ、なおかつ子どもを持った後も女性が働く働かないを自由に選択できることだと思います。安心して子どもを預け共働きを続けられることが、働く女性、働きたい女性にとっては理想であると考えます。

三郷町では、待機児童の解消を実施すべく、小規模保育事業や家庭的保育事業にも力を入れ、来年4月にイーストヒルズに保育園の誘致をしてくださっていることは非常に評価しております。

森町長の柱である子育てのしやすいまちづくり、未来ある子どもへの投資は、教育もそうですが、まずは、子どもの安全を最優先していただきたいと思います。子どもへの施策は県下どこの市町村にも負けたくない、三郷町が一番だと思ってもらえるように期待をしております。

渡瀬部長が答弁してくださると、電子図書館、図書館の屋根といい、後で必ずやってくださると期待しておりますので、答弁は結構でございます。

私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移り

ます。8番、澤 美穂議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、私の2問目の質問をさせていただきます。わんわんパトロールの導入についてをお伺いいたします。

犯罪者が最も嫌がるのが人の目だと聞いております。最先端技術での見守りと従来どおりの見守りを並行して行うことが望ましいと考えますが、毎朝の登校見守りを続ける中で、高齢化によるボランティアの引退を目の当たりにし、危機的な状況でございます。

2025年問題が4年後に迫ってきており、団塊世代が75歳を迎え、人口の4分の1が75歳になる超高齢化社会に突入し、ますますボランティアが減ってしまうのではないかと危惧しております。

学校や教育委員会等がボランティアを常時募集し続けてくださっていますし、目ぼしい人がいるとボランティアのスカウトをみんなでするのですが、毎日ではできないこと、責任が負担に感じるなどを理由に断られてしまうこともあります。けれども、一旦始めてくださると結構長く継続して下さっているのも事実です。

そんな中で、美松ヶ丘でお願いしているのが「ながら見守り」です。こんな感じで、「いつも見守っていただきありがとうございます」と掲示をさせていただいております。お花の水やりや買物、散歩の時間を登下校時に合わせてもらい、ついでに見守りをしていただけると、ご本人は気負いなく、ただそこにいてくださるだけで抑止力になります。

ボランティア参加の一番のハードルはきっかけだと思うのですが、毎日欠かさず散歩をされる愛犬家に地域の防犯力向上を目的として参加してもらうのはいかがでしょうか。愛犬の散歩を兼ねた「わんわんパトロール」をやってもらうのです。既に活動しているわんわんパトロール犬は、首にバンダナを巻いたり、こういう骨のデザインで「地域安全パトロール」書いてある反射板を身につけたり、飼い主さんが「わんわんパトロール中」と書かれたマナーバッグを持って散歩してくださっているようです。

パトロールを兼ねた散歩だと、愛犬家のマナーも向上するのではとの期待もありますが、導入のお考えはありますでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 澤議員の2問目のご質問にお答えいたします。

本町における防犯対策につきましては、住民の犯罪被害を未然に防ぎ、犯罪が発生した際に捜査機関からの捜査協力にも対応できるよう、町内の主要交差点や

駅前など27か所に全35台の防犯カメラを設置しております。

また、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という住民皆様のご協力の下、地域で青色防犯パトロールなどの自主防犯活動に取り組んでいただく自主防犯組織事業への補助や、自治会等による防犯カメラ購入に対する補助制度の活用などを通じ、地域の方による自主的な防犯活動を町として支援しているところです。

今後におきましても、自主防犯パトロールだけではカバーし切れない深夜の時間帯などに、特に大きな犯罪抑止効果を発揮する「防犯カメラ」による監視とともに、犯罪被害は人の監視の行き届かないところで発生しやすい傾向にあることから、地域住民の皆様による自主防犯活動などの「人の目による監視」は非常に有効であると考えておりますので、自主防犯組織の結成促進に努めてまいります。

さて、ご質問の「わんわんパトロール」でございますが、犬の散歩時間を地域の見守り活動に役立てていただくもので、平成15年3月に東京都世田谷区成城警察署管内で実施されたのが始まりと言われており、奈良県内でも奈良市や香芝市、王寺町などで実施されています。

この活動は、犬の散歩を日課にされている愛犬家の皆様が、自治体から配布されるパトロールグッズ、例えば帽子や腕章、ワンちゃんにはバンダナなどを身につけてもらうことで防犯意識を高め、子どもたちに挨拶や声かけをしていただく。また、不審者などを見かけたら110番通報するといった活動で、時間拘束はなく、任意の時間帯で様々な方が実施でき、日常の習慣を大きく変えることなく地域活動に寄与できるものでございます。

しかしながら、このように手軽に始められるとはいえ、県内でもあまり広がりを見せていないのが実情であります。まずは、行政の取り組みとしてのパトロールではなく、子どもの見守りを兼ねた犬の散歩に協力していただくよう地域の方に呼びかけるなど、自主防犯活動の一環として始めてみてはいかがでしょうか。

「人の目による監視」に十分効果を発揮するものと思われれます。

そのような活動が町内に広がれば、子どもたちだけでなく、町内全体の犯罪抑止力にもつながり、ひいては、若い世代の方など多くの方々に地域活動を通じた地域とのつながりが生まれ、お互い助け合える関係を築いていくことができるものと期待するものでございます。

本町といたしましても、ご提案いただいたわんわんパトロールに限らず、他の自治体の先進的な事例も参考にしながら、地域の防犯活動に資する取り組みを検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） 様々な防犯施策を講じていただいて、ありがとうございます。実は、美松ケ丘でも新たに3台の防犯カメラを設置予定で、助成をしていただくことになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

各自治会には様々な要望が寄せられていると思われませんが、美松ケ丘自治会で一番多い苦情はごみ出しのマナーについて、続いて野良猫問題、路上駐車、犬のふんのマナーと続きます。

ごみ出しについては、ごみステーションが決まっているので、ごみが荒らされている現場の写真をつけ、「次はごみを調べて特定しますよ」と注意喚起掲示をすれば一発で収まりますし、路上駐車に関しては、車のフロントガラスに「置かないください」と挟むことができるので、ピンポイントで注意することが可能なんです。野良猫問題につきましては、美松ケ丘自治会は、さくらねこプロジェクトを承認しましたので、まずは3年、とにかく様子見してくださいとお願いしているところです。

けれども、犬のふんについては、散歩ルートが決まっていることのほうが多いんでしょうけれども、なかなか特定することができないんです。以前、うちの鳩の会さんが、パトロール中に犬のふんがあった場合はその場所を白チョークで丸で囲み、日時を書かれる活動を地道にしてくださり、当然、日時が書かれているので、飼い主さんは心当たりがあるので一気に減りました。けれども、全くない状態にはならなくて、一番かわいそうなのが、おニューの靴を履いて元気に登校する小学生が、そのふんを踏んでしまい、号泣してしまうことを何度も見ています。わんわんパトロールをすることで、飼い主のふんのマナーもなくなり、別の意味でも子ども達の笑顔を守れるのではないかと期待しています。

町としては、わんわんパトロールを導入している自治体が少ないということで効果がないと思われているのかもしれませんが、そんなことは自治会でやれよと思われているのかもしれませんが、美松ケ丘だけが安全では駄目なんですね。子ども達が安全に自宅に戻るまで、点を線でつなげてもらいたいのです。町による各自治会への啓発もお願いいたします。

一般住民も、日々防犯意識を持って行動していることが一目瞭然となれば、挨拶運動も同時にやってもらえ、地域の目があり、安全・安心な三郷町であることをアピールすることで、犯罪者の犯行を諦めさせる大きな効果となり、子どもの

見守りだけではなく、空き巣なども防ぐことができるのではないのでしょうか。

また、すみません、田原本の事例なんですけど、今年の7月9日天理警察署田原本分庁舎で「たわらもとヘルスケアプロジェクト・ながら見守り出発式」が実施されました。この活動は、犬の散歩ではなく、参加者に帽子、マスク、ワッペンを贈呈し、日常生活の中で子どもの安全を見守る活動として、子ども達の下校時間である午後3時から4時に合わせて、「ながら見守り」の活動参加者に歩いてもらうことで、参加者自身の健康増進と防犯、交通事故防止につなげていく活動をされています。

健康長寿日本一を目指されている全住民生涯活躍のまち三郷町としても、高齢者が自身の健康増進を兼ねながら町のために働いていただくという活動も、ぜひご検討いただきたいと思います。答弁は結構でございます。

以上で、私の2問目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。8番、澤 美穂議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、6番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

6番（高田好子）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました1問目の項目、周産期グリーフケアについてを質問させていただきます。

周産期グリーフケアとは、周産期に当たる妊娠後期、妊娠22週以降から新生児早期、出産後7日未満の赤ちゃんの出産前後の期間に流産や死産、新生児死亡などでお子さんを亡くされた母親やその家族のグリーフ（深い悲しみ）への支援を意味します。

本年3月議会において、切れ目のない子育て支援について、産後ケア事業など質問を行い、三郷町においても、子育て支援が充実し取り組んでいただいている一方、全国では年間2万人近くのお子さんが流産や死産で亡くなっています。

お子さんを失ったお母さんの深い悲しみや喪失感は非常に大きく、うつ病になったり自己肯定感を失うなど、メンタルの問題を抱えているにもかかわらず、お子さんが生きて生まれてこなかったということで、妊婦や乳幼児のいる家庭と違い、行政や医療機関による様々な母子保健支援策の対象外となっており、適切なケアや支援が受けられない事実があります。

妊娠中または産後すぐに大切なお子さんを亡くされた悲しみは、経験した当事者でないと分からない、とても切実な悲しみの現実があり、グリーフの強さを、

亡くなった週数や流産や死産かで区別することなどできません。当事者の方々には様々な感情があります。

今回の質問に当たり、何よりも、生きて生まれてこなかったとしてもお子さんはお母さんにとって我が子であり、お母さんはその子にとってお母さんなのだという認識が欠けていたと気づきました。非常にデリケートな問題ではありますが、細やかな支援をお願いいたします。

国でも動きがあり、近年は、内閣官房副長官を座長とした関係省庁による不育症対策に関するプロジェクトチームの検討報告や厚生科学審議会科学技術部会での報告書、令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の報告書でも、流産や死産を経験した女性等に対する心理社会的支援の必要性が指摘されており、令和3年5月31日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長から、流産や死産を経験した女性等への支援について、母子保健法における位置づけや活用可能な国の事業等について地域のニーズを踏まえた適切な施策を講じる旨の通知がありました。

また、6月15日には、厚生労働省が出生前検査及び流産、死産のグリーフケアに関する自治体説明会なども開催されていると伺っております。

流産や死産、新生児死産による赤ちゃんが存在しないお母さんは、母親であるにもかかわらず、母子保健においてケア対象とみなされず、産後であっても産後ケアの対象にならず、完全に支援が抜け落ちてしまっていることがそもそも大きな問題であると考えられます。

そこでお尋ねいたします。本町における周産期グリーフケアへの認識をお聞かせください。また、今回の国からの通知を受けて、流産や死産などの経験をし、深い悲しみを抱える方に、心の支援も含めてグリーフケアの理解と寄り添った支援が受けられる体制を整備することが必要であると考えますが、三郷町としてどのような見解を持たれているのでしょうか。また、支援の必要性、対応をどのようにされるのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、周産期グリーフケアとは、妊娠22週から出生後7日未満の間に流産や死産等の理由によりお子さんを亡くされたご家族の深い悲しみに寄り添う支援のことをいいます。

厚生労働省では、この問題を不妊治療支援の一環として、現在、支援策を検討

しており、今後、県及び市町村へ検討結果を踏まえ方針が示される予定となっております。

議員ご質問の三郷町における周産期グリーフケアの認識についてでございますが、本町では年間約180人の新生児が誕生しています。その反面、死産届の件数は、令和元年及び2年でそれぞれ5件、令和3年は現在のところ2件であり、この間母子手帳の返還等に関する問合せは数件ございましたが、それ以外の相談はありません。

この問題は家族にとって非常にデリケートな内容であり、「誰にも知られたくない」「そっとしておいてほしい」といった方もいらっしゃると思います。

このことを踏まえ、本町といたしましては、職員が一方的に電話や訪問等を行うのではなく、まずは、「悩みや相談事があればお気軽にこども健康課までご相談ください。」といった相談窓口を明確にし、広報やホームページ等で周知することが重要であると考えております。

また、本町における支援体制の整備につきましては、厚生労働省の指針が示されるまでの間、グリーフケアに関する悩みや相談を受けた職員が安心してその家族に寄り添いカウンセリングができるよう、講習会や研修会の機会を捉え、職員の資質向上とスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

最後に、本町といたしましては、SDGsの理念であります「誰一人取り残さない」社会を目指し、深い悲しみに苦しんでおられるご家族から相談がありましたら、少しでも体と心のケアができるよう、しっかりと寄り添ってまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） ご答弁をいただきました。三郷町では、年間5名ぐらいが死亡届を出されているということでした。

今、部長も言われたとおり大変デリケートな問題で、この質問するに当たって、私自身も自分自身が当事者ではないのできつと分からないことがあると思います、質問して取り上げることが果たしていいのだろうかと思いましたが、やはり苦しんでおられる方が実際におられるということと、また、大切なお子さんを亡くされ、その悲しみを経験された当事者や医者らでつくる任意団体「周産期グリーフケアはちどりプロジェクト」を立ち上げられた代表の大竹麻美さんらが支援に取り組んでおられることを知る機会がありました。

団体では、流産や死産、1年未満のお子さんを亡くされた親を対象として、サ

ポートの有無があるか、必要とする支援の在り方などアンケートを取り、その結果を国に提出して、今後の施策に生かしてもらおうよう取り組まれています。

その中には、例えば死亡の届出を行った後にもかかわらず、役所から乳幼児健診の確認の連絡が入ったなど、母親が二次的な心の傷を負うような実例や、悲しみが収まらず、ふとしたきっかけで涙があふれ自分が異常ではないかや、他人の妊娠や出産を喜ばない自分への嫌悪、失望がある等の紹介がされています。母親は子どもを失った悲しみが他の家族よりも長く続く傾向があると言われており、自身の気持ちに戸惑う人も多くおられるようです。

そこでお尋ねいたします。

先ほども述べましたが、当事者に強い精神的負担がかかった事例等が指摘されております。今回の通達の中で、死産届に関する情報共有を図り、死産や流産を経験した女性等に対する心理社会的支援が適切に行えるよう、母子健康施策の死産情報の共有について通達がなされております。

出産後に行われる新生児訪問の連絡はされてないでしょうか。流産や死産をされた方への連絡が行くようなことになってはいけないと思います。また、そのほかの子育ての支援の連絡も行ってないでしょうか。併せてお聞かせください。

また、本町においては2019年4月より子育て世代包括支援センターがスタートしており、今回の国の通達で、子育て世代包括支援センターの支援対象者の位置づけは原則全ての妊産婦とされており、流産や死産を経験した女性も対象に含まれております。また、産後うつを防ぐ取り組みの施策の一つとして産後ケア事業もあり、産後事業ケアについては出産後1年を経過しない女子及び児童が対象とされており、母親のみの利用を妨げるものではないとされております。産後に心身の不調を抱える流産や死産を経験した女性も対象に含まれるということになっております。

本町でも、産婦健康診査や訪問相談支援など様々行っていただいております。3月議会のご答弁の中でも、広陵町の助産院と委託契約をし、ショートステイの宿泊やデイケアの日帰りサービスが行われているということでした。この支援を、配慮が必要となりますが、死産や流産を経験した女性の心身のケアに使っていただくことはできないでしょうか、お伺いいたします。

周産期グリーフケアは、今、臨床現場で助産師さんや看護師さんなどを対象として数年前から教育や研究が始まったばかりで、また国のほうも動き出したのが最近ですので仕方ないのですが、まだ広く知られていません。

専門職によるカウンセリングや妊産婦のメンタルヘルスケアの研修、ケアに当たる職員の方がグリーフケアに関する基礎知識を学び、スキルアップできるような研修の実施も必要であり、重要だと考えますが、見解をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の死産届を出された世帯に対しての訪問や電話等についてでございますが、本町につきましては電話や訪問等は行っておりません。大丈夫であります。ご安心いただきたいと思います。

次に、2点目の産後ケア事業につきましては、出産退院直後の母親の心身のケアや育児不安などを少しでも和らげ、母子ともサポートを行う事業でありまして、日帰りのデイケアや宿泊を伴うショートステイ等がございます。

現行では、町内に住所を有する産後4か月未満のお母さんと乳児が利用条件となっておりますが、流産や死産等でお子さんを亡くされた母親も今後ショートステイやデイサービスを利用できないかといったことを、受け入れ先の施設の意向も踏まえ、また町の予算等も勘案し、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、3点目のグリーフケアに関する研修会につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、保健師や臨床心理士などの専門職員が主に家族へのカウンセリングに当たることから、今後、講習会、研修会の機会を捉え、積極的に参加し、職員の資質向上とスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 情報共有していただいていることで、電話等が行かないということもお聞きして、ちょっと安心をいたしました。また、産後ケア職員の方の研修なども前向きに検討してくださるということで、期待をいたしております。

悲しみや失望感を支えるグリーフケアは、一部のNPOや当事者団体が担っているものの、医療機関や自治体との連携が不十分なため、必要な人に必要な支援が届いていない現状があり、流産や死産でお子さんを失った悲しみに対する社会の理解は十分ではありません。後にお子さんを授かることができたとしても、お子さんを失った悲しみが消えるわけではありません。誰にも相談できず、苦しん

でいる方、また、どこに相談していいか分からず、孤独を感じ孤立している方もおられると思います。

こうした実態を速やかに把握するとともに、グリーフケアの周知と併せて、関係機関や庁内での連携強化に向けた対策を取り、流産や死産でお子さんを亡くしたお母さんたちやご家族に寄り添い、生も死も切り捨てない真の切れ目のない子育て支援に取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、私の1問目の質問を終了させていただきます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。AED（自動体外式除細動器）の使用促進についてでございます。

自動体外式除細動器、すなわちAEDとは、突然心臓がけいれんしたように小刻みに震え、脳や体に血液を送り出すことができない心停止状態に陥ったとき、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻す医療機器です。電源を入れれば、音声を使い方を順に示してくれるので、誰でもこの機器を使って救命活動を行うことができます。

心臓や呼吸が止まった人の治療は、まさに1分1秒を争い、電気ショックを行うまでの時間が1分遅れるごとに生存率は7%から10%ずつ低下し、5分以上の心停止で脳障がいが発生し、10分以上続くと救命は困難と言われていています。救急車が到着するまで手をこまねいては、助かる命も助けられなくなってしまいます。突然の心停止での死亡者数は、交通事故死亡者数の4倍から5倍とも言われています。

総務省消防庁の「令和2年版救急・救助の現況」によると、一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者数は2万5,560人、うち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数は1万4,789人、そのうち除細動器AEDを使用した傷病者数は1,311人、うち1か月後の生存数は703人、生存率は53.6%となり、心肺蘇生をしなかった場合は1か月後の生存率が9.3%にまで下がります。

そこで、そばに居合わせた人が一刻も早くAEDを使い、心臓の動きを元に戻し、併せて心肺蘇生法を継続して行うことが、救命のためには不可欠であることが分かります。

現在、広く周知されている心肺蘇生ガイドラインには、AEDを市民レベルで

推奨することとされており、呼吸をしているかどうか分からない場合や心停止かどうかの判断に自信が持てない場合でも、心停止でなかった場合を恐れずに、直ちに心肺蘇生とAEDの使用は開始することが強調されています。

2020年10月、新たに心肺蘇生ガイドラインが全世界に公開され、その中には妊婦への蘇生が加わり、女性への救命という視点での記載もありました。そうした中、倒れている人が女性だった場合、服を脱がせて肌を露出させたりセクハラに当たるのではないかと、何か言われるのではないかとという不安や抵抗感があることや、妊婦であった場合おなかの子どもへの影響はないかなど、様々な懸念から女性へのAED使用を妨げている現状があり、この一瞬のちゅうちょが助けられた命をつなぎ止められない可能性もあります。

コロナ禍でもあり、難しいかもしれませんが、救命講習やAEDの装着をする注意点など実践的なことを学んでおくと、身近な人のもしものときに対応しやすくなるかもしれません。AEDについては、設置場所を増やせばいいというのではなく、いざというときに使えるための対応が必要であり、設置と周知、啓発はセットで考えていく必要があると思います。

本町では、ホームページに設置場所情報を提供していただいております。また、9月号広報の特集でも応急手当ての手順を掲載していただきました。1台のAEDがカバーできる範囲は半径200メートルと考えられております。突然の非常事態に出くわし、一刻を争う状況の中で、設置場所を検索し、対応するのは簡単なことではありません。しかも、誰もがインターネットを使える環境にあるわけでもないのです。

今回、質問に当たり、ホームページ掲載の設置場所や設置があまりされていない自治会館を、全てではありませんが、確認させていただきました。その中で、夕陽ヶ丘自治会館にAEDが屋外に設置されておりました。確認する中で、公共施設などにAEDが設置されていても、休日や閉館後の夜間にはAEDが使用できないケースが多く、24時間必要などときにはいつでも使用できる環境をつくるのが大切ではないかと思いました。

そこでお尋ねいたします。現在、屋外設置及び24時間使用可能なAEDの配置状況、並びに南都銀行三郷支店のよう、以前は設置されていたが施設がなくなった場合などもありますので、設置場所の推移をお聞かせください。

また、本町施設の男女比を含む使用状況、また、奏功事例及び使用に当たっての課題についてもお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

自動体外式除細動器AEDは、いつ起こるか分からない救命処置が必要な現場において、胸骨圧迫による心臓マッサージに次ぐ心肺蘇生に必要な重要な機器であります。議員ご指摘のとおり、心臓や呼吸が止まった方でAEDの電気ショックが必要な場合は1分1秒を争うことから、町内のほぼ全ての公共施設にAEDを設置しております。

また、町内全体のAED設置台数につきましては、総務省消防庁のホームページにあります一般財団法人日本救急医療財団のAEDマップ及び町ホームページ等で確認したところ、公共施設、病院、介護施設、駅、学校等において、合計48台のAEDが設置されております。

しかしながら、議員ご指摘の本町における屋外に設置され24時間使用可能なAEDは、本町施設では存在せず、また他の施設におきましても同様と思われ、今後の課題であると認識しております。

また、過去2年間にAEDを設置いたしましたのは、町施設としては「ちいすてっふ」に1台でございます。

そして、本町施設のAEDの使用状況につきましては、女性の方に使用した1件であり、顕著な奏功事例と言えるものは今のところございません。

次に、本町におけるAEDに関する課題でございますが、ソフト面とハード面の両面があると考えております。

まず、ソフト面では、AEDを使用することへの不安感から使用をちゅうちょすることが挙げられます。それらを払拭するため、AED使用に当たっての知識を習得していただけるよう、西和消防署や消防団による救命救急講習を自主防災組織とも連携して、より多くの方々に今後も積極的に推奨してまいりたいと考えております。また、町内のどこにAEDが設置されているのかを多くの方々に知っていただけるよう、先ほどのAEDマップを本町のホームページにリンクすることやフェイスブック、LINE、広報紙にAEDマップのQRコードを掲載するなど、広く周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

そして、ハード面につきましては、多くの方々が集まる場所にAEDを設置しておりますが、公共施設が閉鎖している時間帯や休日など24時間AEDが利用できない現状を踏まえ、管理面や設置場所を考慮した上で、温度調節機能や防水

機能を持ち合わせた屋外型AED収納ボックスを利用したAEDの設置を今後検討してまいり所存でございます。そして、SDGsの理念であります「誰一人取り残さない」「人にもまちにもレジリエンスなまち」を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 設置状況等、48台あるというふうにお伺いさせていただきました。使用状況は過去に1回ということで、回数は少ないんですけども、1人でもAEDを使用して救命されるという命があるならば、AEDが使える環境を整えておくことが重要であり、心停止が休日や夜間を含め、いつでも発生する可能性があることを考慮して、AEDを24時間誰でも使用しやすい状況を目指していく必要があると考えます。

そこで、先ほども外につけるものというふうには部長からあったんですけども、町内にある通常24時間営業されているコンビニエンスストアへのAED設置の働きかけはできないでしょうか。コンビニエンスストアに設置されているということが周知され、住民の共通認識となれば、非常時にも分かりやすく、24時間使用が可能となり、AEDがより効果的に活用されると考えます。

また、先ほども述べましたが、夕陽ヶ丘自治会館のように、屋外にAEDの設置を他の自治会館にもしていただくことはできないでしょうか、お伺いいたします。

また、本町においては、AED使用の事例が少なく、男女差などを検証することはできませんが、全国的には小学生、中学生では男女の差はあまりないとのことですが、高校生になると大きな男女差が出ています。AEDのパッドが貼られる割合は、高校生、高専生で男子生徒83.2%に対して、女子生徒は55.6%であり、27.6ポイントも低いという現状があります。

学校現場だけでなく、報道によりますと、京都大学の研究グループの調査で、倒れた人が女性だと男性よりもAEDが使われにくく、特に駆けつけたのが男性だと、倒れた女性にはAED使用のとき服を開いて素肌に直接パッドを貼ることにためらう人が多いという結果報告も出ています。心肺停止の状態では、何もしないと救命率は1分追うごとに7%から10%下がり、胸骨圧迫とともにAEDを使用すれば、救命率は4倍上がるとされています。

私が受けた救命講習の際には、女性が倒れているときには、自分の上着などで

目隠しをしてくださいと言われました。しかし、夏場で上着を着ていなかったり、近くに目隠しになるものがない場合もあります。

そこで、女性への救急処置の配慮として、胸の部分を覆うシートのようなものや、けがをしたときの止血にも使うことができる三角巾をAEDと一緒に配備していただくことはできないでしょうか。三角巾等がなくてもちゅうちょせずにAEDを使ってもらうことが大前提ですが、女性の立場になって考えると、必要な配慮だと思います。

また、女性にもためらわずにAEDを使ってもらえるよう、女性に対する使用方法や使用時の配慮、処置している場所を囲んで人の壁をつくり、傷病者を周囲の目から隠すなどを掲載したリーフレットの設置もお考えいただきたいと思います。

救命の折に、倒れた人によって救命活動に差が生じるようなことがあってはなりません。AEDを操作する人がためらわずに使用できる工夫をし、女性の配慮を含め、AEDの使用促進につながる取り組みをしていただけることを期待いたしまして、ご答弁をいただき、私の2問目の質問を終わらせていただきます。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今ご質問ありましたのが、24時間使用可能なコンビニへの設置であったり、2つ目が女性への配慮であったかと思われまます。

その中で、24時間使用可能なということで、近隣町でも調べてみましたところ、現在未設置というところがございます。

課題は何かと申し上げますと、管理面でいたずら等があるということで、人目のつかないところではちょっと難しいのかなというところがネックになっているようです。そういったところから、夕陽ヶ丘では設置されているというところなんですが、自治会館への設置となるとちょっと難しいのかなという部分もあるかと思ひます。

そしてまた、コンビニへの設置という議員ご提案の件につきましては、管理面からも24時間目が届くということで大変有効であるかと思われまます。民間施設でもありまして、相手もあるということもありますので、その辺りを含めまして検討させていただいて、働きかけをさせていただければなというところがございます。

そのほかを考えると、人が24時間いる場所はなかなかないというのが現状でございます。必要性であったり有効性を勘案した中で、設置場所を今後検討していきたいなと思います。

そしてまた、役場の庁舎内のAEDにつきましては、守衛さんがおられますので、24時間利用可能なのかなとは考えております。自治会館もその観点からいくとちょっと難しいのかなというのと、外に設置するというのは、先ほど申し上げましたように、防水対策であったり、そういうことができていなかったら漏電だったり、使用できないことがあるかもしれませんので、その辺りの管理面も難しいのかなという部分がありますので、今後検討していきたいと考えております。

そしてまた、女性への配慮ということが問題になるかと思っております。今、議員ご指摘のようにリーフレットというのがあります。その辺につきましては、調べますと、女性に服を脱がさずに貼れますよであったり、あと心肺蘇生の手順、これかなり重要なことだと思います。それが書かれたリーフレットがございますので、その辺りの配備はしていきたいなと考えております。

あと、人にかぶせる布であったり、三角巾というところにつきましても、女性への配慮の観点から、様々な角度から検討していきたいなというところでございます。

そして最終的には、女性へも配慮したちゅうちょなく使用できるというところを目指してまいりたいと考えているところでございます。

議長（高岡 進） 2問目の質問が終了しました。6番、高田好子議員の質問は以上をもって終結します。暫時休憩いたします。再開4時30分。

休 憩 午後 4時14分

再 開 午後 4時30分

議長（高岡 進） 休憩を解き再開します。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

それでは、4番、黒田 孝議員。一問一答方式で行います。

4番（黒田 孝）（登壇） ただいま議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

まず、第1問目、高齢者等ごみ戸別収集事業についてですけれども、この案件、実は前回6月議会で提案させてもらうかなと思ってましたけれども、コロナということで、これに関しては長寿健康課がメインになって進められると私考えてまし

たので、あえて取り上げさせてもらいました。

7月末までに、コロナ対策としてワクチン接種、三郷町役場さん含めて対応していただきまして、この場を借りて御礼申し上げます。あと、若年者のワクチン接種も今後引き続きよろしくお願ひします。

それでは、本題に入らせてもらいます。

そこに書いてありますように、本事業は斑鳩町が平成27年の4月から実施している事業です。事細かくは、スペース的な面もありまして、私、斑鳩町から頂いた資料を参考にしもってちょっと聞いていただきたいと思います。

この事業、資料つけてますんで、大きな流れを言いますと、今、ごみ捨てに困っている方を対象に、高齢者を対象に、斑鳩町が6年か7年ぐらい前から実施している事業です。斑鳩町はこういう環境に関しては進んでいまして、これ以前に、全世帯じゃないですけども、あるまとまった地域にごみ箱を支給したという例がございます。それと、これとは別に、これもある一定の領域でごみ箱みたいなものを支給して、その中に入れてもらって、そのごみ箱ごと回収する事業もされてます。これのあと、こういう形で、介護とかその辺でごみ出しできない人、言うたら困難者に対して、こういう事業を始めております。

これ対象者が、介護とかいう形で、ごみ捨て困難な方というのが対象ですけども、ごみ出しだけじゃなしに、ある意味、裏のページで、安否確認というの兼ねております。例えばこの日にごみ出しをしてなあかん状態の世帯に行ったとき出されてなかったら、安否がどうかいうのを確認するようなシステムになっております。

最近、独り暮らしの高齢者とか気がついたら亡くなっていたと。そういう形で、私の住んでいる地域でも、去年お一人気がついたら亡くなっていた、ケアマネさんが見つけたという事例があります。こういうことを、事前に、言うたら死ななくてもいい命が助かるということも含めて、こういう事業を三郷町でも進めてもらいたいなと思っております。本町においても高齢化が進む中、こういう事業は急務やと私は思っております。

その下に書いてあるのは、一応令和4年4月より導入ということで、6月議会で資源循環推進課、環境整備部から報告ありましたが、具体的な内容、期日はなかなか特定するのは難しいと思います。今、こういうコロナの状態なんで、対象者が高齢者ということでなかなか進めにくいものがあると思いますので、期日に関しては、特に本町が取り組めるような状態で推進していただければと思っ

ております。

そういうことで、本町での推進状況、報告をお願いしたいと思っております。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、黒田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

今回、議員よりご質問いただいた内容につきましては、本年6月議会の委員会において資源循環推進課から、「ふれあい収集事業」に向けて関係部署と連携しながら協議を進めているところで、令和4年4月の実施に向けて予定していますとご回答させていただきましたが、本事業につきましては、福祉施策の観点から住民福祉部よりご回答させていただきます。

議員がおっしゃいますように、斑鳩町では、ごみを地域の集積場所まで持って行くことが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者世帯を対象に、戸別にごみを収集する「安心サポートごみ収集」を実施されております。

本町におきましても、ふれあい収集事業の実施に向けて、事業で必要となる人員、車両等の確保など、関係部署と連携して、問題に対処するため協議を重ねてきましたが、現在、本町で検討しておりますのは、ごみを集積場所まで持って行くことが困難な高齢者や障がい者世帯の方を対象に、清掃センターの職員が収集するのではなく、社会福祉協議会が有償ボランティアで行っております「ワンコイン生活支援サービス」の関連サービスとして、有償ボランティアに集積場所まで持って行っていただく「ふれあい収集サービス」として実施したいと考えております。

対象者につきましては、ひとり暮らしの高齢者、介護認定や障害者手帳等をお持ちの方など一定の基準を設け、申請に基づき必要性を確認し、利用の決定をしたいと考えております。

なお、ワンコイン生活支援サービスは、社会福祉協議会で地域住民同士が互いに支え合えるまちづくりを目指し開始された事業で、お買物、調理、お掃除、話し相手など30分500円の自己負担を必要としますが、本事業に対し地方交付税（特別交付税）の算定対象となることから、利用者からの負担を求めず、町が社会福祉協議会へ委託する体制を検討しているところで、今後、社会福祉協議会をはじめ、関係機関と協議し進めてまいります。

当初は令和4年4月からの実施で調整してまいりましたが、対象者の選定や詳細などを今後検討する必要があることから、開始時期につきましては、詳細がま

とまった後、周知を行い事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

4 番（黒田 孝）（登壇） 前向きな答弁ありがとうございます。これは再質問ではございません。確認です。

一応、町長が3脱する形で、脱縦割りという形で目標にされてますけども、これも言うたら横との連携が重要な項目になってますんで、今後も連携して対応お願いします。

それで、もう1点、介護と言うてますけども、柔軟な対応で、例えば先ほど南議員がおっしゃってた……ごめんなさい、緊張するとすぐ出ないたちなんで。セルフ・ネグレクトですか、こういう人も対象になるんじゃないかと私思ってます。それは町長の判断とか、それを含めて検討だけお願いします。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。続きまして、2 問目の質問に移ります。4 番、黒田 孝議員。

4 番（黒田 孝）（登壇） 議長のお許しを得ましたので、2 問目の質問をさせていただきます。

そこに書いてありますように、グリーンベルトの設置計画についてです。

本年6月、また千葉県で児童を巻き込む事故がありましたけども、これ再三言われてるのは、大概児童を巻き込む交通事故が起きるたびに、対策せなあかん、対策せなあかんという話が出ます。対策の方法はいろいろとあると思うんですけども、私が前年の6月に椿井王寺線の拡幅工事のときに、この目的がいろいろありますけども、中に、児童の安全確保、通学の安全確保ということで進められてますけども、その際、グリーンベルトも当時の環境政策部長から検討もしますということで、そのあと現地視察もして進めてましたけども、その間、言い方失礼ですけども、一向に進んでない状況です。

私はそのときに、環境整備部と教育委員会のメンバーと現地視察をして、この辺ちょっと危ないという話をしたんですけども、人数的な面もありまして、それは優先順位がやっぱりあると思います。その辺を含めて、今後は優先順位を含めて実施をしていただきたいなど。

子ども見守り活動という面で、ゾーン30とかグリーンベルト、三郷町で1か所だけゾーン30されてる箇所があります。東信貴ヶ丘なんですけど、これは約

4年ぐらい前、西和警察署からの依頼で設置をされてるんですけども、その後各自治会、具体的に言いますと美松ヶ丘とか夕陽ヶ丘の自治会さん、三室は一旦提案してますけども、もう一度住民の全員の合意という形で署名をしてる最中で、まだ提出されてませんけども、こういう形で検討されてます。

子どもの交通安全も含めて、安全を守るという意味ではゾーン30というのは有効的やと私考えておりますので、これも含めて、ただ、ゾーン30に関しては警察の最終判断という形でなかなか困難な状況がございます。警察は警察本部が最終判断ですけども、各管内西和警察は何か所までするという割り当てみたいなのもあるんで、その辺含めて、今後、三郷町でも対応していきたいなと思っておりますけども、グリーンベルトに関してはある程度独自で設置も可能やということで、ただ、警察の意見も聞かなあというのは聞いておりますけども、その辺だけ早急に進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、黒田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

児童生徒の通学路の安全対策につきましては、平成24年の登校中児童等の列に自動車が入り込むという事故を受けて実施いたしました緊急合同点検以降、継続的な取り組みを推進してきたところでございます。

しかしながら、議員おっしゃるよう、千葉県で本年6月に見通しのよい直線道路で下校中の児童の列にトラックが入り込むという事故が5名の児童が死傷するなど、通学路における痛ましい事故があとを絶ちません。

このことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁により作成された「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、これまでの道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ないなどの観点に加え、通学路における交通安全を一層確保する取り組みといたしまして、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の侵入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所などの観点からも確認をすることとなっております。その合同点検ですが、本町では、学校、教育委員会、道路管理者、PTA、西和警察署の同行の下で実施しており、先月末にも実施いたしましたので、その結果を踏まえ、危険箇所に対して何らかの対策を講じてまいります。

なお、議員おっしゃるよう、ゾーン30に関しましては地域の一定範囲の速度

制限を設けるもので、対象地域となる住民の方の交通に影響が出ることから、自治会の皆様方のご理解をいただいた上で、警察署へ設置許可の申請を行うこととなります。

一方、グリーンベルトの設置につきましては、歩道がない箇所にものみ設置しておりますので、今後の椿井王寺線拡幅工事竣工後の道路形状により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

4 番（黒田 孝）（登壇） これも1問目と同様、再質問という形じゃなしに、最終確認させてもらいたいと思っております。

前向きに検討していただいているということなんで、危険箇所をピンポイントに個別で相談させてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（高岡 進） 2問目の質問が終了しました。4番、黒田 孝議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。

7 番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、町政に関わる各種会議の情報公開についてということで質問をさせていただきます。

自治体行政の推進に当たって、有識者や関係者の意見を聞き、それを施策に反映させる重要な役割を果たしている審議会等の会合は、他の地方自治体と同様、三郷町においても多数設置されています。このような会合は、その審議の結果が行政の施策や方向性に影響を与えるものであることから、いわば町議会に準ずる存在とも言えるでしょう。

そうであれば、設置要綱、条例、法律等々いろいろあるんですけども、その上で会議を公開するとしているものについては当然ですけども、そうでない限りについても、町議会と同様、個人情報保護に必要な場合等、正当な非公開要件を定めた上で、それに該当しない場合は、会議は原則公開とすべきではないかと考えます。そして、情報に可能な限り容易にアクセスしてもらえよう、町ホームページに情報公開用の特設ページを設けて、今後の会議日程、議事録等を組織横断的に閲覧できる形にすることが望ましいと考えます。自治体行政の透明性の一層の向上を図って、開かれた行政を推進するため、既にほかの自治体ではこのような運用で情報公開に積極的に取り組むところも多くございます。

そこでお聞きいたします。

現在の三郷町における各種会合についての情報公開の状況及び今後の会議の公開を原則とする上記のような運用の可否についてお聞きします。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町におきまして、通常、会議と呼ばれるものは、役場内部の調整や連絡会議、各種団体の運営等に関する会議、事業者等との打ち合せ会議、国や他自治体との協議等を行う会議など、様々な形態で日常的に開催されています。

その中でも、職員だけでなく、一般住民の方や有識者も含めて構成され、行政の方向性や重要な計画・施策、住民生活に直結する案件などについて議論する、いわゆる審議会や審査会、協議会、委員会など――以下、審議会といいます――は、ご質問にもありますように大変重要な位置づけとなるものであります。

まず、本町における審議会等の公開状況ですが、総合教育会議など議事録の公表が義務づけられているもの、選挙管理委員会や教育委員会など会議日程等をあらかじめ公表しているものなど、法令や条例、規則等の規定があるものを除いては、積極的な情報発信は行っておりません。また、ほとんどの審議会等では、これら日程等の公表について明確に定めたルールを定めていないのが実情であります。

ただし、一律にこれらの会議を全面非公開、非公表としているわけではなく、傍聴等の要望があれば個別に対応するとともに、議事録等の公開についても、必要性の高いものはホームページなどに公開し、それ以外のものは、情報公開制度にのっとり、請求があれば個別に対応する運用を行っております。

議員ご指摘のとおり、行政の透明性の確保や住民の知る権利の観点からも、情報をできる限り積極的に公開していくことは大変重要であるものと認識しており、実際に一部の大規模自治体では、各種審議会等の日程や議事録をホームページなどで、専門的な部署が統括し、一律に公表されていることも承知しております。

しかしながら、本町規模の自治体では、これら重要な施策に関する審議会等の数や開催回数自体が少ないことや、個人情報の取り扱い有無だけでなく、構成委員や討議の進め方等もそれぞれ審議会等によって異なることから、全ての審議会等に統一的なルールを作成し、一元的に公表することは現在考えておりませんが、

今後、情報を積極的に発信することの重要性を十分に認識した上で、まずは、それぞれの審議会等で会議の公開・非公開、傍聴、議事録等に関するルールづくりを促してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） ご回答いただきまして、ありがとうございます。おおむね義務づけられているものを除いたものに関しては、会議の性質に従って個別に検討するというお話であったかと思えます。

その公開をするべきか、公開するにしてもどのように公開するべきかというところを検討する際にぜひ考慮に入れていただきたいのが、もともとの設置根拠に定められる公開度、どれぐらい公開すべきかという根拠を勘案していただければということです。

例えば、先ほどご答弁に出ておりました首長と教育委員会が教育施策について検討する総合教育会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項で「総合教育会議は公開する」としています。これは、設置根拠において会議を公開すると定めている一例です。

そして、もちろん総合教育会議において、現在も三郷町のホームページのほうで会議の公開を定めて、傍聴規則をホームページで公開されていますが、最小限の法律上の義務を果たしているにすぎません。という言い方が相当かどうか分かりませんが、ここはもう少し一歩先に進めていただければと考えます。このような会合については、単なる公開ではなく、公開すると定められた趣旨に従って、一歩先に進んだ公開手法を取るべきと考えます。

具体的には、これもまたご答弁に出ておりましたけども、会議日程の事前発表をすることで傍聴に行こうとする人への情報を増やしたり、また、傍聴までは行けなかったという人についても議事録をインターネットで公開する等、いつでも、どこでも、何度でも、どんなお話があったのかを確認できるようにしていただければと思います。

もちろん公開すると設置根拠において特段定められていない会議も多いかと思えますし、会議の内容によってはそもそも公開に適さないものもあるかと思えますので、個別に検討を重ねていただくことになると思いますが、繰り返しになりますが、設置根拠において公開すべきとされているものに関してや町の施策に対する影響の度合いが大きいものについてはぜひとも公開、それもいろいろな方法、

手段で公開の趣旨を満たす方法をご検討いただけたらと思います。

現在、三郷町のホームページはちょうどリニューアルが進んでいるかと思うので、先ほど申し上げました組織横断的に一つのホームページで情報公開を積極的に行っていただけるページは、今からお作りいただくこともできるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

情報公開は、政治行政に関して住民から信頼をいただくことで絶対に必要となってきます。この件に限らず、情報共有・公開が進んでいくことを期待いたしまして、再質問とさせていただきます。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。木谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在も、法令、条例等で定められている公開に対しての充実ということで、例えば総合教育会議ということ挙げられたのかなと思います。その総合教育会議につきましては、傍聴規定に基づきまして傍聴は実施しております。また、議事録につきましては、現在、紙ベースでの閲覧にとどまっているところが現実でございます。その辺り、公開・非公開ルールはもちろんあるんですが、その辺りを見た中で、ホームページで今後公表していく方向で考えていきたいなと思います。

そしてまた、ホームページにつきましては、議員おっしゃるとおり、現在改修中ということで、今からいろいろなことができるので、そういったことも含めまして、会議の大小であったり、どこまでを対象にするのかといったところも、線引きは難しいところがございますが、会議日程等も含めまして公開をしていく方向で検討していきたいなと考えております。

情報開示につきましては、行政の透明性の確保、住民の知る権利の観点、そして情報の開示は重要であると認識しておりますので、今後も、特に町政の方向を決めるような情報は積極的に発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（高岡 進） 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしくお願いたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 4時58分